

坂町地域防災計画 基本編

令和5年3月

坂町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	防災計画作成の目的	1
第2節	基本方針	1
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第5節	坂町の自然的条件	7
第6節	坂町の災害履歴	8
第7節	地域防災計画の修正等	10

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	11
第2節	町土の保全に関する計画	11
第3節	防災施設・設備の新設又は改良計画	12
第4節	町民の防災活動の促進に関する計画	13
第5節	調査・研究に関する計画	19
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	19
第7節	円滑な避難体制の確保等に関する計画	25
第8節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	29
第9節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	33
第10節	災害危険地域（箇所）の指定と周知に関する計画	37
第11節	都市の防災構造化に関する計画	38
第12節	林野火災の予防に関する計画	39
第13節	広域避難の受入に関する計画	40

第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針	41
第2節	災害発生直前の応急対策	41
第1項	組織、動員計画	41
第1項の2	労働力確保計画	50
第2項	気象警報等の伝達に関する計画	50
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	59
第3節	災害発生後の応急対策	64
第1項	災害情報計画	64
第2項	通信運用計画	75
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	76
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	79
第1項	自衛隊災害派遣要請計画	79
第2項	相互応援協力計画	85

第6節	救助・救急、医療及び消火活動	86
第1項	救助活動	86
第2項	医療救護・助産計画	88
第3項	消防計画	90
第4項	水防計画	90
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	91
第1項	交通、輸送応急対策計画	91
第2項	在港船舶対策計画	102
第8節	避難生活及び情報提供活動	102
第1項	避難計画	102
第2項	災害広報・被災者相談計画	104
第3項	住宅応急対策計画	106
第9節	救援物資の調達・供給活動	110
第1項	食料供給計画	110
第2項	給水計画	111
第3項	生活必需品等供給計画	112
第4項	救援物資の調達及び配送計画	113
第10節	保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	116
第1項	防疫計画	116
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋葬等計画	117
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	118
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	118
第2項	電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画	119
第3項	廃棄物処理計画	121
第4項	有害物資等による環境汚染防止計画	123
第12節	ボランティアの受入れ等に関する計画	124
第13節	保育・文教計画	126
第14節	災害救助法適用計画	129
第15節	航空機事故による災害応急対策計画	135
第16節	危険物等災害応急対策計画	135
第17節	海上災害応急対策計画	136

第4章 災害復旧計画

第1節	目的	140
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	140
第3節	被災者の生活確保に関する計画	156
第4節	施設災害復旧計画	156
第5節	激甚災害の指定に関する計画	157
第6節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	157
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	158

第 1 章 総 則

第 1 章 総則

第 1 節	防災計画作成の目的	1
第 2 節	基本方針	1
第 3 節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
第 4 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 5 節	坂町の自然的条件	7
第 6 節	坂町の災害履歴	8
第 7 節	地域防災計画の修正等	10

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本町の地域に係る防災に関し、町、県、海田警察署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、広島市消防局、広島市水道局、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、「基本編」と「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第 193号）に基づく「坂町水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施にあたっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

の観点を取り入れた防災対策を推進する。

- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、本町区域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 公共的団体その他の公共的活動をするすべての団体は、法人か否かを問わず、自発的な防災組織の充実を図り、防災に寄与するよう努める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては、自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 坂町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
- (8) 町民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被災調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難の指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 避難路及び緊急交通路の確保
- (7) 消防及び水防活動
- (8) 被災施設の応急復旧
- (9) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (10) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (11) 町内の公共的団体及び住民の防災意識の高揚並びに自主防災組織の育成指導
- (12) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (13) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (14) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (15) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に努める

2 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (13) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報(警報)の利用の心得などの周知・広報に努める

3 海田警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導

第1章 総則

- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 指定地方行政機関

- (1) 中国地方整備局広島国道事務所広島維持出張所
 - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
 - イ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
 - ウ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - エ 災害時における交通確保
- (2) 第六管区海上保安本部広島海上保安部
 - ア 警報等の伝達等
 - イ 情報の収集及び情報連絡
 - ウ 海難救助等
 - エ 緊急輸送
 - オ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
 - カ 流出油等の防除
 - キ 海上交通安全の確保
 - ク 警戒区域の設定
 - ケ 治安の維持
 - コ 危険物の保安措置
- (3) 広島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 緊急地震速報の利用周知・広報

5 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団、海上自衛隊呉地方総監部）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社広島県支部
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - ウ 日赤関係医療施設の保全

(2) 日本放送協会広島拠点放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守
- オ 義援金の募集、配分

(3) 西日本高速道路株式会社中国支社

- ア 管理道路の防災管理
- イ 被災道路の復旧

(4) 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の防災管理
- イ 災害時における旅客の安全確保
- ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- エ 被災鉄道施設の復旧

(5) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

(6) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）中国支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）

- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供及び災害用伝言板「Web171」の提供
- オ 「災害用伝言板サービス」の提供

(7) 日本通運株式会社広島支店

災害時における救援物資の緊急輸送の協力

(8) 中国電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設の防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧

(9) KDDI株式会社中国総支社

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

(10) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

(1) ガス供給事業者（広島ガス株式会社）

- ア ガス施設の防災管理
- イ 災害時におけるガスの供給の確保
- ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

第1章 総則

- (2) 社会福祉法人恩賜財団広島県済生会
 - ア 災害時における医療、助産等救護の実施
 - イ 負傷者の受入れ並びに看護

8 消防

(1) 広島市消防局

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害時の消防・水防活動
- ウ 被害実態の把握
- エ 被災者の救出、救助等の措置
- オ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示の伝達及び避難誘導
- カ 防災のための知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練

(2) 坂町消防団

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害時の消防・水防活動
- ウ 被害実態の把握
- エ 被災者の救出、救助等の措置
- オ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難の指示の伝達及び避難誘導

9 広島市水道局

- (1) 水道施設の防災管理
- (2) 災害時における飲料水等の供給の確保
- (3) 被災水道施設の応急対策及び災害復旧

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- (広島安芸商工会坂支所、坂町漁業協同組合、安芸地区医師会坂支部)
- それぞれの業務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力

第5節 坂町の自然的条件

1 位置、面積

本町は、広島県の南西部に位置し、町境は、広島市及び呉市に隣接し、JR呉線、広島呉道路、海田大橋及び国道31号を幹線として広島市、呉市に連絡している。

町域面積は約15.69km²、このうち約49%が山林で占められ、町の周囲は海岸線及び山林で囲まれている。

2 地勢

東部及び南部の町境は標高300～400mの山々が連なり、狭い平地を形成しながら瀬戸内海に傾斜しており、北西は瀬戸内海海田湾と海岸線に面している。

平坦地はこれらのほか、北新地と平成ヶ浜地区において大規模な埋立が行われている。

このように、本町は、土地が急峻で平地が少なく、しかも長い海岸線を有する地形条件があるため、急傾斜地周辺の崖崩れ、土砂流出及び豪雨による河川沿いの溢れ、海岸線一帯の高潮等の発生のおそれがあり、これらに対応した防災対策の充実が求められている。

3 地質

地質は、大部分が花崗岩質岩石で、海岸沿いに斑岩が帯状に分布しているほか、平地部は未固結の砂となっている。

4 気候

気候は過去10年間、年平均気温16.8℃、年間平均降水量1,754.5mmである。

温暖少雨の瀬戸内海気候に属し、冬季に積雪をみることは希であり、四季を通じて過ごしやすい。

しかし、海に面している海岸は、風の影響を受けることが多く、台風時には高潮のおそれがある。

表 気象概況

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	平均
年間降水量 (mm)		1,820.5	1573.0	1641.0	2,124.0	1,619.5	1,878.5	1,381.5	2,026.5	2,267.5	1,212.5	1,754.5
平均 気温 (℃)	日平均	16.6	16.2	16.6	17.2	16.3	16.8	17.2	17.1	17.1	17.1	16.8
	日最高	21.1	20.6	21.0	21.6	20.7	21.2	21.7	21.6	21.7	21.8	21.3
	日最低	12.7	12.5	13.0	13.7	12.6	13.2	13.4	13.4	13.2	13.4	13.1

資料：気象庁（観測地点：広島）

第6節 坂町の災害履歴

本町は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると、最もその発生頻度の高い災害として、台風による暴風雨、梅雨末期の集中豪雨による河川氾濫、崖崩れ、谷川（溪流）の土石流等が挙げられる。

表 坂町の災害履歴

年月日	原因	災害の概要
M40年 7月 15日	豪雨	死者46名
T12年 7月 12日	豪雨	死者10名、負傷者11名 流出家屋19棟、崩壊家屋 9 棟、半壊家屋26棟、浸水家屋24棟 流出田畑50ha
S20年 9月 17日	台風16号 (枕崎台風)	死者 5 名、流出家屋 7 棟
S30年 9・ 10月	台風22号	浸水家屋88棟
S40年 6月 19～20日	豪雨	死者 2 名、家屋倒壊 6 棟
S42年 7月 8～9日	7月豪雨	梅雨前線と台風7号による集中豪雨により、7日の降り始めからの総雨量は、瀬戸内沿岸部で 300mmを超えた。町内では、床下浸水28棟の被害が生じた。
S43年 7月 28～29日	台風4号	台風4号に伴い風雨が強くなり、2日間の降雨量は80mm(広島)であった。町内では、床下浸水80棟の被害が生じた。
S45年 8月 14～21日	台風9・10号及び集中豪雨	台風9、10号に伴い、14～21日の間に断続的に雨が降った。町内では、半壊家屋2棟の被害が生じた。
S49年 7月 11～18日	梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨により、町内では、一部破損家屋1棟の被害が生じた。
S49年 8月 31～9月2日	台風16号	断続的に雨は降ったが、総雨量は少なかった。沿岸部は大潮の満潮時と重なり、広島港で高潮による被害が発生した。町内では、床下浸水2棟の被害が生じた。
S50年 6月 21～25日	梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨により、町内では、一部破損家屋1棟の被害が生じた。
S50年 8月 16～18日	台風5号	台風の降雨域が広く、広い範囲で強い雨が断続的に降った。町内では、半壊家屋2棟の被害が生じた。
S53年 9月 15日	台風18号	沿岸部及び島しょ部で南風が強かった。台風接近が大潮の満潮と重なったため、県内では高波、高潮による被害が発生した。町内では、床下浸水7棟の被害が生じた。
S55年 6月 30～7月2日	梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨により、町内では、一部破損家屋1棟の被害が生じた。
S55年 7月 5～14日	梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨により、町内では、床下浸水2棟の被害が生じた。
S55年 9月 10～11日	台風13号	台風の接近と満潮時が重なり、沿岸部で高潮による被害が発生した。町内では、床下浸水2棟の被害が生じた。
S56年 6月 25～7月4日	梅雨前線による大雨	梅雨前線の南北振動により断続的に強い雨が降り、この間の総雨量は505mm(広島)となった。町内では床上浸水1棟、床下浸水4棟の被害が生じた。

年月日	原因	災害の概要
S 62年 8 月 30～31 日	台風12号	強風を伴う台風で、最大瞬間風速37.0m/s(広島)を観測した。町内では、一部破損家屋2棟の被害が生じた。
H元年 9 月 18～19 日	台風22号	台風22号の接近とともに南からの暖湿気が入り、前線活動が活発となって大雨となった。19日は103mm(広島)の雨量を観測し、町内では一部破損家屋1棟の被害が生じた。
H 2 年 8 月 21～22 日	台風14号	台風14号に伴い県内全域で雨が続き、22日は91mm(広島)の雨量を観測した。町内では、一部破損家屋1棟の被害が生じた。
H 3 年 7 月 4～5 日	梅雨前線による大雨	四国海岸に停滞していた梅雨前線が活動を強めながら北上し、県南部を中心に短時間に強雨があり、広島では、3時間雨量(4日11～14時)68mmを観測した。町内では一部破損家屋1棟の被害が生じた。
H 3 年 9 月 27～28 日	台風19号	大型で非常に強い勢力を保ったまま中国地方全域を暴風域に巻き込み、県北西部で30mm/時以上の強い雨が降った。南風が非常に強く、高波と台風通過時がほぼ満潮時と重なり、記録的な高潮となった。町内では、半壊家屋10棟、床上浸水11棟、床下浸水565棟の被害が生じた。
H11年 9 月 23～24 日	台風18号	中型の強い台風で、県内全域で強い雨と暴風となった。広島では、最大瞬間風速49.6m/sを記録し、沿岸部では、大潮と風の吹き寄せ効果により、高潮被害が発生した。町内では、負傷者1名、床上浸水1棟、床下浸水38棟の被害が生じた。
H13年 3 月 24 日	芸予地震	安芸灘を震源とするM 6.7の地震が発生し、県内では、河内町、大崎町、大野町、熊野町で震度6弱を観測した。 本町では震度5弱を観測し、一部損壊家屋40棟の被害が生じた。
H13年 6 月 19～20 日	大雨	日本海に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、南からの暖かく湿った空気が入り込んだことで、県内全域で雷を伴った激しい雨となった。19日、広島では32mm/時の激しい雨となり、日雨量は129mmを観測した。町内では、床下浸水1棟の被害が生じた。
H16年 8 月 30～31 日	台風16号	県南部を中心に30mm/時以上の激しい雨が降り、30日の日降雨量は広島で150mmに達した。また、瀬戸内海沿岸では、異常潮に加え、大潮期間の満潮時刻と台風の接近時刻が重なったことから、高潮被害が発生した。町内では、床下浸水4棟の被害が生じた。
H16年 9 月 6～15 日	台風18号	大型の強い台風で、県西部の山沿いなどを中心に激しい雨が降った。広島では最大瞬間風速60.2m/sを観測、その後も33.3m/sの最大風速を観測するなど猛烈な風が吹いた。西部沿岸では、満潮、暴風による吹き寄せ効果、異常潮位が加わり、高潮、高波による被害が発生した。町内では、床上浸水15棟、床下浸水110棟の被害が生じた。
H17年 9 月 5～11 日	台風14号	速度が比較的遅い台風で、長い期間に渡り雨が降り続き、6～7日にかけての総降水量は、県の西部を中心に200mm以上となった。また、台風の接近に伴い、満潮時を中心に潮位が高くなった。町内では、床下浸水5棟の被害が生じた。
H21年 7 月 19～27 日	中国・九州北部豪雨	日本海の梅雨前線が南下、中国地方に停滞し、県内各地で大雨となった。期間後半には、南から梅雨前線が北上して活動が再び活発となり、大雨となった。期間中、広島では349mmの雨を観測した。町内では、床下浸水2棟の被害が生じた。
H28年 6 月 20～24 日	大雨	西日本に停滞する梅雨前線や暖かく湿った空気の影響で、県内各地で大雨となった。広島では20日～24日にかけての総降水量は240mm以上となり、21日と23日には土砂災害警戒情報が発表され、町は避難勧告を発令した。町内では65箇所の土砂崩れ等の被害が生じ、住宅家屋半壊の被害が1棟生じた。

年月日	原因	災害の概要
H30年 7月 6日～9日	平成30年 7月豪雨	梅雨前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。広島県内でも記録的降雨となり、坂町の雨量計では6日20時以降欠測となったが、6日19時～20時までの最大60分雨量が67.0mmを記録した。最寄りの天応観測所では5日8:50～8日18:00までの累加雨量が459mm、6日6:00～7日6:00までで最大24時間雨量が305mm、6日18:50～6日19:50までで最大60分雨量が58mmを記録した。町内では土石流・浸水・土砂崩れにより甚大な被害が生じた。死者19名（災害関連死3名を含む）、行方不明者1名、罹災証明書の発行は全壊家屋297件、大規模半壊家屋485件、半壊家屋507件等、計1,600件を超える被害となった。

第7節 地域防災計画の修正等

1 地域防災計画の修正

この計画は、定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事由が生じたときは、防災会議において、速やかに修正を行う。

2 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通の計画事項については、広島県の計画に準じて作成し、広島県の計画及び防災業務計画に抵触しない計画とする。

3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、従来の防災行政計画を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

4 防災計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び町民への周知はもちろん、関係公共機関及び公私の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者への周知徹底を図る。

また、災害対策基本法第42条の規定によって公表する。

第 2 章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	11
第2節	町土の保全に関する計画	11
第3節	防災施設・設備の新設又は改良計画	12
第4節	町民の防災活動の促進に関する計画	13
第5節	調査・研究に関する計画	19
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	19
第7節	円滑な避難体制の確保等に関する計画	25
第8節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	29
第9節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	33
第10節	災害危険地域（箇所）の指定と周知に関する計画	37
第11節	都市の防災構造化に関する計画	38
第12節	林野火災の予防に関する計画	39
第13節	広域避難の受入に関する計画	40

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速、的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 町土の保全等に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 町民の防災活動の促進に関する事項
- 4 調査・研究に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保等に関する事項
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 災害危険地域（箇所）の指定と周知に関する事項
- 10 都市の防災構造化に関する事項
- 11 林野火災の予防に関する事項
- 12 広域避難の受入れに関する事項

第2節 町土の保全に関する計画

1 目的

この計画は、災害に強い町土を形成することにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減することを目的とする。

なお、大規模自然災害に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか坂町強靱化地域計画の定めるところによる。

2 現況及び対策

(1) 治山

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

本町は、町域面積15.69km²のうち約49%が山林で占められ、平地の少ない急峻な地形であり、近年の相次ぐ集中豪雨や台風災害等により、山地及び森林の荒廃が進み、災害の恐れのある山地災害危険地区が数多く存在している。

ウ 対策

県が実施する治山事業を導入し、治山ダムの設置や森林の改良や保育に努め、山地の保全及び地球温暖化の抑制にも役立つ「森林づくり」を推進する。また、住民等と連携した山地災害危険地区等の状況把握に努める。

(2) 河川

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

本町における2級河川、砂防指定地内河川の総頭川、天地川並びにその他の普通河川は未改修の河川も多く、度重なる集中豪雨により、地域住民の生命財産保全の確保が困難な状況であり、住民は不安を抱いているところである。

ウ 対策

河川管理者である県との連携を密にし、未改修河川や治水安全度の低下が予想される河川について、重点的かつ計画的な河川整備を推進する。

(3) 砂防

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

本町は、平地の少ない急峻な地形であり、地質は大部分が風化花崗岩を主とする土砂、または砂壤土で占められており、斜面の崩壊や土石流の発生など土砂災害が発生しやすい。

本町においては、砂防指定地が64箇所、急傾斜地崩壊危険区域が66箇所ある。

ウ 対策

急傾斜地の防災事業や土石流に効果を発揮する砂防堰堤の設置事業については、これまでも県との連携を密にし、土砂災害の危険性が高い箇所から効率的かつ重点的に整備を実施しているところであり、今後も引き続き防災事業を推進する。

(4) 海岸

ア 実施責任者

県、町

イ 現況

本町は、沿岸部に人口、産業が集中しており、近年の地球温暖化の影響により地球環境が大きく変わり、毎年のように広島地方を通過する台風による高潮や高波の越波により、沿岸部の多くの家屋が床上・床下浸水などの甚大な被害を受けているところである。

ウ 対策

海岸保全施設の整備の充実と、既存施設の維持管理に努めるとともに、これらの施設整備にあたっては、管理者である県と相互に連携を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 高潮、津波予防に関する施設・設備
- (4) 土石流、地すべり、山崩れ、崖崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (5) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6) 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- (7) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (8) その他の防災に関する施設・設備

4 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により、防災会議が関係機関の総合調整にあたる。

第4節 町民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

町民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。

これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、町民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

町民は、自らの身の命は自らが守るという自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓を具体的に後世に伝え、災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。また、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、住民の避難情報等防災に関する知識を高め、認識を深めるために、基本的な避

難情報については、速やかに住民に理解を促すよう、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するマニュアルやパンフレット等を配布するとともに、有識者による地区毎の勉強会や研修会を実施する等、住民への周知に継続的に取り組むと同時に、災害碑を活用した、地域における災害の歴史・教訓を後世に継承していくための、防災教育を実施する。

イ 町民等に対する防災意識の普及啓発

町は、防災関係機関等と連携して、災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、災害についての正しい知識の普及啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(ア) 普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 地域の災害危険性を目で見て確認できる知識
- c 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- d 火薬、危険物等の保安に関する知識
- e 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- f 建築物に対する防災知識
- g 土砂災害等危険箇所に関する防災知識
- h 文化財、公共施設等に関する防災知識
- i 災害により交通の途絶しやすい地域に対する防災知識
- j 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- k 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- l その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 実施方法

- a パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b 広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- c 映像資料等による普及啓発
- d 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- e 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- f 少年消防クラブ、女性防火クラブを通じての普及啓発
- g その他時宜に即した方法による普及啓発

ウ 職員に対する防災教育

職員の災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図るとともに、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等を開催するほか、災害時における活動の手引き書等を作成し、配布するよう考慮するなど、防災教育の徹底を図る。

エ 児童生徒に対する教育

町及び県は、児童生徒に対して、学校教育等を通じて過去の災害を教訓とした災害に関する知識や判断力を育成するとともに避難の方法等について周知徹底を図る。

オ 企業に対する普及啓発

災害時に企業の果たす役割は大きく、防災活動の推進に努める必要がある。

災害に対し、企業や企業職員の防災意識の高揚を図るための普及啓発活動を行う。

カ その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

キ その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、災害に対する普及啓発活動を実施する。

ク ハザードマップの作成・配布

町は、居住者等が津波来襲時や土砂災害発生時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップを作成し、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等について事前に把握し、町民等に周知するものとする。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとするを目的とする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、おおむね次の事項について訓練を実施する。

ア 災害広報

イ 避難誘導

ウ 消火活動

エ 水防活動

オ 災害対策本部開設・運用訓練

カ 交通規制

キ 救護活動

ク 非常無線通信

ケ 消防広域応援

コ 自衛隊派遣要請

サ 行方不明者の捜索活動

シ 食料供給・給水活動

ス 緊急道路の確保

セ 緊急物資の輸送

ソ 通信施設・電力設備・ガス設備・水道施設の応急復旧

タ 他の市町との広域応援

チ 海難救助、山岳避難者の救助活動

ツ 避難救助及び非常招集

テ 海上における大規模な流出油等災害対策

ト 緊急地震速報を利用した安全確保行動

ナ その他防災に関する活動

(4) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施

する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、事業所及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における災害対策本部及び防災関係機関、町民との連絡強化を図るための図上訓練

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

4 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層からの消防団への入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町

(3) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

ウ 消防団員の活動環境の整備

エ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、地域ごとに地域の特徴や災害の切迫性に応じた「一時避難場所」や「避難経路」を住民が主となって選定し、「住民主体の防災マップ」を作成するなどの自主的な防災組織を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 町

町は、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ 県

県は、町と連携を図り、自主防災組織の育成、指導に協力する。

ウ その他の災害予防責任者

その他の災害予防責任者は、町及び県の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施内容

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

イ リーダー養成のための講習会等の開催

ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである自治会等を活用する。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集及び伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及

(ウ) 防災訓練の実施

(エ) 避難訓練の実施

(オ) 火気使用設備器具等の点検

(カ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

(ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導活動

(エ) 救出救護活動

(オ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(カ) 避難行動要支援者の避難支援

7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、県、日本赤十字社広島県支部及び坂町社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア 町及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

- ウ 町及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- エ 町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。
- オ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- カ 広島県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、町及び県は、それを支援する。
- キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

町、県、企業、商工会

(3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、町、県及び民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加、応援協定の締結の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 県民運動の推進

(1) 目的

県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

町は、広島県と町民、自主防災組織等、事業者、県内市町が相互に連携し、一体的に運動を推進するよう努めるものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第5節 調査・研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施項目

(1) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究

(2) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究

(3) 調査研究の結果の公表

4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、防災会議が関係機関との調整にあたる。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）、緊急非常体制とし、その配備の時期、配備基準、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌

等について、本計画第3章第2節第1項で定める。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む）による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

また、避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

町は、町民等、特に情報の入手手段が限られる高齢世帯等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、災害情報伝達システムの整備を促進するとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-Alert）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメールを含む。）、インターネット、アマチュア無線、河川監視カメラ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

エ 業務継続性の確保

町の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行うものとする。

特に町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(3) 町民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節で定める。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

町は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、

「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて、構

築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町及び県は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を町民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 町及び県は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保、充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

オ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

カ 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 広域的な応援体制への備え

(1) 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スベ

ースの確保を行う。

- (2) 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、負傷者の発生に対応するため、医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合は、県へ速やかに要請できるよう伝達手段を確立しておくものとする。

町は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 町は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ町民及び事業所等に周知しておくものとする。

(7) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(4) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生した時は、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。

特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(7) 大地震等発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(4) 大地震等発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領等について定める。

(9) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集の体制を定める。

(エ) 応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

町は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節で定める。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあり旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

また町は、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線（戸別受信機を含む）など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

8 救援物資の調達・供給活動への備え

町及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、高齢者、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 町及び県は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 町及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

町長及び広島市水道局は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

ア 水道施設の耐震性向上

(ア) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化

(イ) 老朽管路の更新等

イ 緊急時の給水確保

(ア) 配水池の増強

(イ) バックアップ機能の強化

(ウ) 応急給水拠点の整備

(エ) 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

ウ 迅速な緊急対応体制の確立

(ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(イ) 訓練の実施

(ウ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 生活必需品等供給関係

町及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、町内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

大規模な災害が発生し、町単独では必要な物資の確保が困難な場合は、県へ民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達や救援物資輸送拠点の運営、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保を求める。

また、町及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

9 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

10 建設業等の担い手の確保・育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組む。

11 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者（町立学校にあつては町教育委員会、私立学校にあつては学校長）は、あらかじめ町長と協議の上、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。

避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（町立学校にあつては町教育委員会、私立高等学校にあつては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

(3) 児童・生徒に対する防災教育

町教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等を具体的に後世に伝える継続的な防災教育に努めるものとする。

また、児童生徒が地域の災害危険性を目で見て確認できる危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について指導する。

12 空家状況の把握

町は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

13 り災証明書の発行体制の整備

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

防災関係機関は、風水害等の自然災害が発生した場合に、町民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

2 洪水浸水想定区域の指定

町は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、洪水浸水想定区域の指定を受けた場合、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

(3) 避難訓練に関する事項

(4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さら

に次の事項を定めるものとする。

- (5) これらの施設の名称及び所在地
- (6) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県知事から指定を受けた土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

- (1) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域
- (2) 指定避難所の開設・運営
- (3) 避難路・避難経路
- (4) 要配慮者への支援
- (5) 情報の収集及び伝達体制
- (6) 避難訓練の実施

4 ハザードマップの作成

町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには、次の事項を記載するものとする。

- (1) 町地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
- (4) 浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

5 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育園、こども園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町長が避難指示等を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ町長と協議して、避難計画の策定に努める。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが

災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。また、町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等への周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難の声かけ等の避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難にあたっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、町は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 駅など不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民への周知等

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

町は、町が作成したハザードマップ、自主防災会等が中心となって作成した住民主体のハザードマップ等について、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

7 指定避難所の整備

(1) 町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等

ウ 要配慮者にも配慮した施設・設備

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

オ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

キ 指定避難所の電力容量の拡大

(2) 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

(3) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(4) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、検討するよう努める。

8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第8節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

2 実施責任者
災害予防責任者

3 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア 救助・救難用資機材
 - イ 消火用資機材
 - ウ 水防関係資機材
 - エ 流出油処理用資機材
 - オ 陸上建設機械
 - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ 被災宅地危険度判定資機材

4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し、整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等町民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 町

指定避難所施設等を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

ウ 県

原則として、町への緊急支援を目的として備蓄に備える。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

町庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄にあたっては、孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

5 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、県及び町は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に、平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

町は「広島県地震被害想定調査」（平成25年10月、広島県、以下「被害想定調査」という。）等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、県及び町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、県及び町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議しその協力を得るとともに、必要に応じて、飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、県及び町は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(7) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

町は、被害想定調査等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等
ウ 生活必需品等の調達体制の確立

応急対策を円滑に実施するため、県及び町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、応急対策を円滑に実施するために、県、町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても、備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄にあたっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

町、県及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や、調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

町、県及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

町、県及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

町、県及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町及び県は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

町及び県は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第9節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達する体制の拡充に努める。

- (2) 町は、新たに住宅地等の開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害等災害危険箇所、浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

- (3) 高齢者世帯・独居老人は、避難の行動等において迅速に対応できない場合もあるため、町は、高齢者等避難などを優先的に伝え、町内会、自主防災組織、消防団の協力を得て迅速な避難ができるよう、平素から災害に備え、準備しておくことが重要である。

また、独居老人に対しては、緊急通報装置を活用し、消防署の協力を得て円滑な避難に努める。

- (4) 身体の障害等のため常時介護を要する者の家族等は、これらの者を迅速に避難させるため、近隣者の協力を得て避難させるとともに、円滑な介護が受けられるよう努めるものとする。

- (5) 要配慮者については、一時受入れ場所として介護ができる施設が望ましいため、町は、社会福祉施設、病院などの協力を得て、受入れ体制の整備に努める。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

- (1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

町は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難になる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、町及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害等災害危険箇所や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

さらに、町及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

町及び県は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等、情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

町及び県は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 町は、関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切

な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関等の避難支援等に携わる関係機関（民生委員児童委員協議会、住民福祉協議会・自主防災組織、社会福祉協議会、その他協力団体等）に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 個別避難計画

ア 町は、地域防災計画に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察等の避難支援等に携わる関係機関（民生委員児童委員協議会、住民福祉協議会・自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、その他協力団体等）、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導等

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(8) 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の対象範囲は次のとおりとする。

ア 75歳以上の一人暮らしの高齢者及び75歳以上のみで構成される高齢者世帯

イ 介護保険の要介護度3・4・5に認定されている者

ウ 身体障害者手帳1・2・3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している者、療育手帳㉔・A・Bの判定を受けている者

エ 上記ア、イ、ウ以外の者で、自力で避難できない者

(9) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(10) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援等については、名簿情報に基づき避難支援等を行う。

ただし、避難支援等に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体を守ることを大前提とする。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保について十分に配慮する。

(11) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域での避難支援等関係者等の安全確保の措置を定めるものとする。

この際、避難支援等関係者、避難行動要支援者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知するよう努めるとともに、その上で、一人一人の避難行動要支援者には避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

(12) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務

名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(13) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援等

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援等については、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の避難支援等のために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

町及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

町及び県は、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

6 介護ボランティアの育成

高齢者、障害者等に対し、避難後の介護を適切に行えるよう、介護ボランティアによる介護支援を行う。

このため、坂町社会福祉協議会において、平素から福祉団体職員、ホームヘルパー等の災害時の介護ボランティアの登録を積極的に行うとともに、これらの者に災害時の介護に関する研修を行うよう努める。

7 要配慮者利用施設に対する対策

水防法第15条第1項第3号の規定による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域内に所在する高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時及び土砂災害警戒時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、必要な対策を行う。

(1) 要配慮者利用施設

坂町地域防災計画資料編のとおりとする。

(2) 情報の伝達方法

町は、別に定める方法により、坂町地域防災計画に定められた要配慮者利用者施設に対して防災情報の伝達を行う。

(3) 迅速な避難確保のための措置

坂町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、作成した避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとする。また、自衛水防組織の設置に努めることとする。

8 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 町長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第10節 災害危険地域（箇所）の指定と周知に関する計画

1 目的

町長は、法令による指定のもの、国の関係省庁の通知による指定のもののほか、町民の生命、身体、財産の保護上危険であると認められる地域（箇所）について指定し、災害による地域町民の人的及び物的被害の防止と軽減を図るものとする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 災害危険地域（箇所）の指定

町の災害危険区域（箇所）は資料編のとおりである。

4 実施事項

- (1) 町職員、町民及び防災関係機関等に対し、広報紙、チラシ等によって、災害危険箇所の指定等についての周知徹底を図る。
- (2) 梅雨、台風等の異常出水期、高潮の時期には、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）によって、被害防止の広報を行う。
- (3) 梅雨、台風の出水期前及び出水期後には、全災害危険箇所の防災総点検を実施し、状況の把握及び危険拡大部分について、災害発生防止措置を講じる。
- (4) 避難場所、避難路及び土砂災害や高潮等災害危険箇所の位置など避難に必要な情報を記載した防災マップを作成し町民に配布するなど、避難対策について周知徹底を図る。

第11節 都市の防災構造化に関する計画

1 都市計画

(1) 土地利用

土地利用に関する行政上の指針である「坂町第4次長期総合計画」の「土地利用構想」に沿い、魅力ある都市機能の充実により、活力あるまちづくりを推進していくため、計画的な町土の利用を基本方針として、都市機能の適正な配置等市街地の総合的整備を進め、良好な市街地の形成を図る。

(2) 開発行為の規制

開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、崖崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、道路、公園、防火水槽等の設置を義務付けるなどの的確な指示・指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付すなど、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図る。

(3) 市街地開発事業

市街地開発事業により、防災施設としての機能をあわせもつ道路、公園や排水施設等を整備し、災害に備えて健全な市街地の形成を図る。

(4) 道路、橋梁の整備

災害時における道路の使命は非常に大きく、被災による交通の途絶は救助や復旧作業に致命的な打撃となる。

また、災害時における避難場所、防火帯あるいは消火、救護活動の動脈として道路は重要な防災施設であり、県道及び町道等の幹線道路を中心として、体系的な整備を図る。

橋梁については、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業、老朽度などに応じて、その整備を進める。

(5) 公園、緑地等の整備

公園、緑地及び広場なども、道路とともに重要な防災施設である。災害時の重要な避難場所あるいは火災発生時には、延焼及び飛火を防止する防火帯であり、また応急救助活動、物資集積等の基地としての活用も行うことができる。

したがって、都市防災上の観点について十分考慮された公園、緑地等の整備を推進する。

2 建築物の防災

建築物に対しては、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとする関係法令によって、防火、避難及び構造等に関する各種の規制が定められている。

これらに基づく適正な審査、指導により、建築物における災害の未然防止及び抑制を図る。

第12節 林野火災の予防に関する計画

1 目的

林野火災の発生を未然に防止し、また拡大及び被害を最小限に止めるため、防火、愛林思想の徹底、監視、巡視体制の強化等、防火体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

- (1) 防火思想の徹底
- (2) 愛林思想の普及
- (3) 野焼き、草焼き等の指導
- (4) 監視、巡視体制の強化
- (5) 消防施設の整備
- (6) 火災警報の発表と防火体制の強化

4 実施方法

(1) 広報活動

ア 町広報紙又は防災行政無線（戸別受信機を含む）及び広報車等により、防火思想の徹底を図る。

イ 乾燥注意報、強風注意報発表中には、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車による広報活動を強化し、火災警報発表中の野焼き、草焼きを禁止する。

(2) 監視体制

火災警報発表中は、特別予防・警戒員の出動により、監視・巡視を強化し、出火防止に万全を期す。

(3) 林道（遊歩道）

登山口等に山火事防止の標示板、立看板等を設置する。

(4) 学校教育、社会教育

保育園、こども園、小・中学校の教育課程のなかで、防火・林野保護の教育を徹底する。

また、公民館活動、地区の集会所等において防火思想の徹底を図る。

第13節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から広島県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2 被災住民の受入

- (1) 被災都道府県からの被災住民の受入れ要請を受けて広島県から被災住民の受入れについて、協議があった場合、町は自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。
- (2) 町は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

町は、県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、町の受入体制が十分確保できない場合、町は、県に対して支援要請を行う。

第 3 章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針	41
第2節 災害発生直前の応急対策	41
第1項 組織、動員計画	41
第1項の2 労働力確保計画	50
第2項 気象警報等の伝達に関する計画	50
第3項 住民等の避難誘導に関する計画	59
第3節 災害発生後の応急対策	64
第1項 災害情報計画	64
第2項 通信運用計画	75
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	76
第5節 災害派遣・広域的な応援体制	79
第1項 自衛隊災害派遣要請計画	79
第2項 相互応援協力計画	85
第6節 救助・救急、医療及び消火活動	86
第1項 救助活動	86
第2項 医療救護・助産計画	88
第3項 消防計画	90
第4項 水防計画	90
第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	91
第1項 交通、輸送応急対策計画	91
第2項 在港船舶対策計画	102
第8節 避難生活及び情報提供活動	102
第1項 避難計画	102
第2項 災害広報・被災者相談計画	104
第3項 住宅応急対策計画	106
第9節 救援物資の調達・供給活動	110
第1項 食料供給計画	110
第2項 給水計画	111
第3項 生活必需品等供給計画	112
第4項 救援物資の調達及び配送計画	113
第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動	116
第1項 防疫計画	116
第2項 遺体の搜索、取扱い、埋葬等計画	117
第11節 応急復旧、二次災害防止活動	118
第1項 公共施設等災害応急復旧計画	118
第2項 電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画	119
第3項 廃棄物処理計画	121
第4項 有害物質等による環境汚染防止計画	123
第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画	124
第13節 保育・文教計画	126
第14節 災害救助法適用計画	129
第15節 航空機事故による災害応急対策計画	135
第16節 危険物等災害応急対策計画	135
第17節 海上災害応急対策計画	136

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、知事及びその他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 12 保育・文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 航空機事故による災害応急対策に関する事項
- 15 危険物等災害応急対策に関する事項
- 16 海上災害応急対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 配備及び動員

(1) 配備体制

ア 関係機関の配備体制

災害応急対策責任者は、応急対策を推進するため、それぞれの配備体制を整えておく。

イ 町における配備体制

(イ) 夜間及び休日の時間外における情報収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

(イ) 配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制、緊急非常体制とし、町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、応急対策を迅速かつ的確に実施す

ウ 要員配備の基準

気象予警報が発表された場合の要員配備の基準は、次によるものとする。

区分	配備の時期	配備体制
注意体制	(1) 気象業務法に基づく注意報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき (2) 震度4以上の地震が発生したとき (3) その他必要により町長が配備を命令したとき	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により更に高度の配備に迅速に移行し得る体制
警戒体制	(1) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想される時 (2) 震度4以上の地震が発生し、かつ災害が発生したとき、若しくは震度5弱以上の地震が発生したとき (3) その他必要により町長が配備を命令したとき	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替え得る体制
非常体制	震度5強以上の地震が発生したとき 避難情報を発令する場合	
緊急非常体制	勤務時間外に気象業務法に基づく警報が発表され災害が発生したとき、または、震度6弱以上の地震が発生した場合の初期活動を確保するための体制	

(2) 動員体制

ア 町における災害対策要員の動員

- (ア) 関係各課や他の町の機関は、各配備体制に応じて、必要な要員を動員する。
- (イ) 勤務時間外に災害対策本部を設置しなければならない事態が発生した場合は、災害対策本部及び各部配備要員は、直ちに勤務場所に参集し、配備につくものとする。
- (ウ) 各部長は、所管の部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

イ 参集時の留意事項

参集途中において、交通機関の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として、参集可能な最寄りの町の機関等に参集し、町の機関等の長に対し到着の報告をし、直ちに、その指示に従い必要な業務を実施する。

ウ 報告・調査

- (ア) 職員の到着の報告を受けた町の機関の長は、参集状況を把握して速やかに災害対策本部（動員班）に報告する。
- (イ) 災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、各部の業務の実態に応じて人的余裕のある各部の所属する職員を、応援を必要とする他の部に応援させるものとし、災害応急対策を総合的に実施するものとする。

3 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害予防又は災害応急対策に関する総合調整は、災害対策本部において行う。

4 災害対策本部

町は、総合的な対策を講じるため、特に町長が必要と認めるときに、基本法第23条の2の規定に基づく「坂町災害対策本部」を設置する。

(1) 設置の基準

基本法第23条の2の規定に基づく坂町災害対策本部の設置に係る基準は次のとおりである。

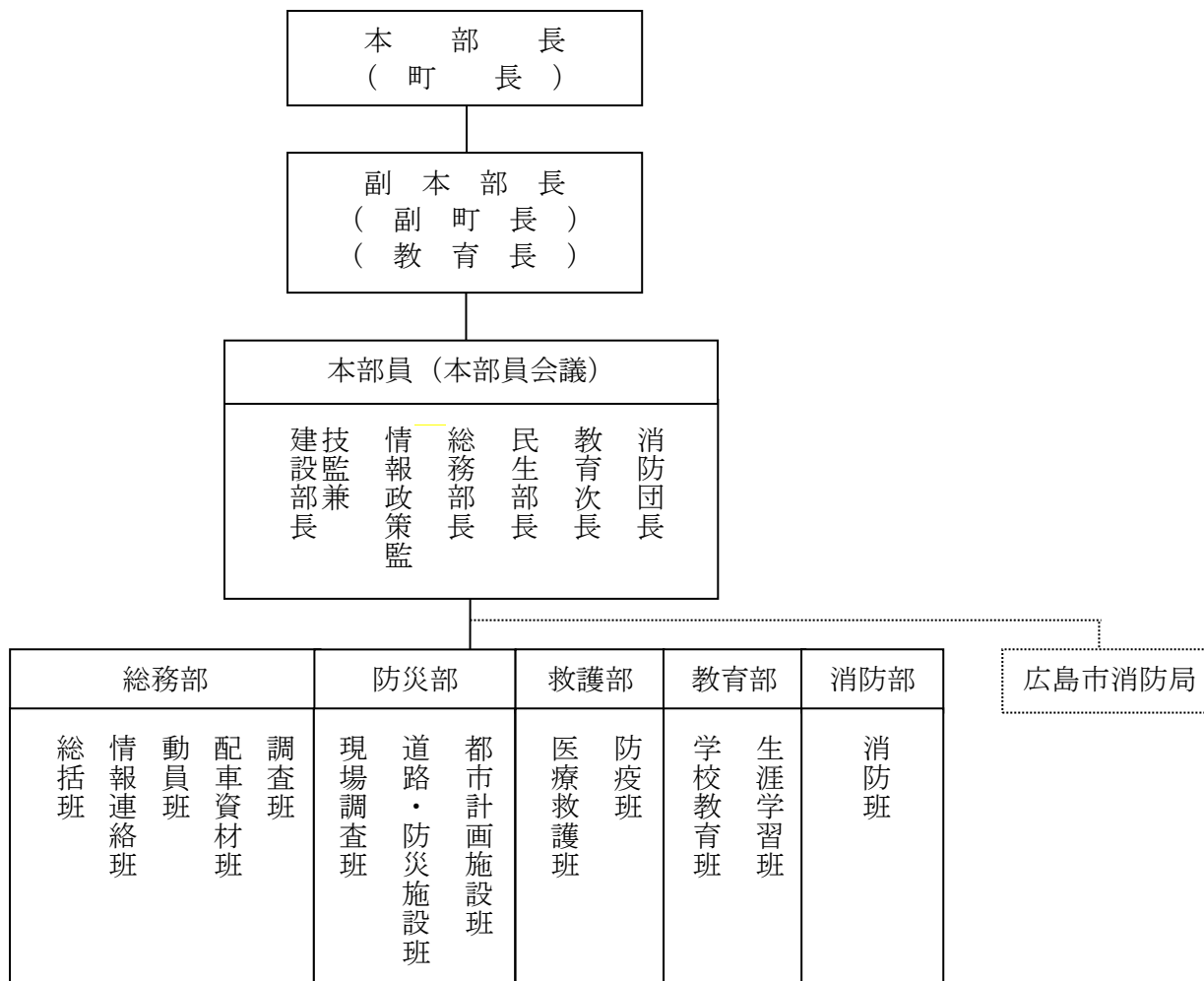
- ア 降り始めからの総雨量 130mmの数値を超え、かつ、その後の1時間雨量の予測が50mmの数値を超える降雨が予測された場合
- イ 1時間雨量が50mmの数値に達し、引き続いて同程度の降雨が予測された場合
- ウ 災害が町の全域にわたって発生し、又はそのおそれがある場合
- エ 災害による被害に対し、災害救助法による救助を必要とする場合
- オ 震度6弱以上の地震が発生した場合
- カ 南海トラフ地震臨時情報が発表され、これに対する総合的な対策を必要とする場合
- キ 突発的な事故等による災害が発生した場合
- ク 広島県に「大津波」の津波警報が発表された場合
- ケ 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）が発表された場合
- コ 甚大な被害が発生したと予測される場合
- サ その他町長が特に必要と認めるとき

(2) 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部長は、基本法第23条の2の規定により町長をもって充て、副本部長には副町長、教育委員会教育長、本部員に技監兼建設部長、情報政策監、総務部長、民生部長、教育委員会教育次長、消防団長をもって充てる。
- イ 本部に、部、班を設け、部長および班長を置く。
- ウ 本部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長が指揮をとるものとする。また、副本部長については、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。
- エ 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策が必要と認めるときは、現地災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- オ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び設置場所、分掌事務は、その都度本部長が定める。
- カ 災害対策本部は、市町の災害策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

■坂町災害対策本部組織図



災害対策本部と広島市消防局は相互に連絡を密にし、災害に対応するものとする。

(3) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他の法令の規定に定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施する。

- ア 災害応急対策に関する基本的事項の決定
- イ 災害応急対策の総合的推進及び調整
- ウ 本計画に定める災害応急対策の実施
- エ 災害情報及び被害報告の総括
- オ 災害対策についての関係機関への要請並びに県に対する被害報告
- カ その他法令の規定により、その権限に属している事項

(4) 設置及び廃止の手続き

ア 災害対策本部を設置した場合

- (イ) 町長は、本部の名称、設置の場所等を告示する。
- (ロ) 町長は、防災会議を構成する各機関の長及び委員に通知する。
- (ハ) 町長は、知事（危機管理監、ただし、県災害対策本部を設置した場合は、県災害対策本部。以下この章において同じ。）に通知する。

イ 災害対策本部を廃止した場合

災害対策本部を廃止した場合、前各号と同様の手続きを行う。

(5) 防災事務の処理方法

災害対策本部を設置した場合の決定事項の事務処理は、次に掲げるところによる。

ア 災害対策の基本事項については、災害対策本部員会議の議を経て本部長が決定する。

イ 他の機関等に協力要請を求める場合も、原則として同様とする。

ウ 災害応急対策の実施に関する事項については、主務部の決裁を経たのち、本部総務部に合議するものとする。

急務を要する場合は、電話又はその他の方法により合議することができる。

エ 本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

(6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、坂町庁舎とする。

なお、災害により災害対策本部機能の喪失又は低下が生じた場合にあっては、坂町町民センターまたは町民交流センターに代替の災害対策本部を設置する。ただし、被災の状況によって、その他の施設に設置する。

(7) 災害対策本部各部の分掌事務及び職員の配備

災害対策本部各部の分掌事務及び職員の配備は次のとおりとする。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
防災部以外	各班共通	全課員	1 避難所の開設・運営及び避難者の把握に関すること。 2 その他特命事項に関すること。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
総 務 部 部 長 (情報政策監) (総務部長) (民生部長)	総 括 班 班 長 (環境防災課長) (総務課長)	環境防災課員 総務課員	1 災害対策本部の運営並びに本部会議に関すること。 2 防災会議、その他関係機関に対する連絡調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請に関すること 4 気象情報の収集、分析及び伝達に関すること。 5 災害情報の収集、分析及び伝達に関すること。 6 災害の記録及び報告に関すること。 7 防災行政無線（戸別受信機を含む）に関すること。 8 総務部の総括に関すること。
	情報連絡班 班 長 (総務課長) (議会事務局長)	総務課員 議会事務局員	1 災害の広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 他の公共団体等への応援要請に関すること。 4 災害視察者、見舞者、陳情者の応接に関すること。 5 臨時電話に関すること。
	動 員 班 班 長 (総務課長)	総務課員	1 町職員（応援派遣職員を含む）の動員及び配備に関すること。 2 災害従事者の公務災害補償事務に関すること。
	配車資材班 班 長 (企画財政課長) (会計管理者兼 出納室長)	企画財政課員 出納室員	1 町有車両の配車及び防災資機材の輸送に関すること。 2 避難情報の広報に関すること。 3 義援金及び支援金の出納、保管に関すること。 4 災害関係経費に関すること。 5 災害記録写真に関すること。
	調 査 班 班 長 (税務住民課長)	税務住民課員	1 り災証明書の発行に関すること。 2 被災証明書の発行に関すること。

注：部長及び班長は上段を正、下段を副とする。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
防 災 部 部 長 (技監兼 建設部長)	現場調査班 班 長 (都市計画課長)	都市計画課員 産業建設課員	1 被害調査及び応急復旧に関すること。 2 危険個所の巡視警戒に関すること。 3 異常現象の発見通報とその受領に関すること。 4 被災環境の調査に関すること。 5 低地帯の浸水状況の監視に関すること。 6 防災用資機材の整備並びに受領に関すること。 7 溜池、樋門、堤防等の点検及び排水管理に関すること。 8 立入禁止区域の巡視並びに保全に関すること。 9 交通規制の援助に関すること。
	道路・防災 施設班 班 長 (産業建設課長)	産業建設課員	1 応急工事に必要な労力の確保に関すること。 2 建設工事関係業者に協力を求めること。 3 応急工事に必要な資材業者に協力を求めること。 4 道路・河川等の公共施設の応急工事に関すること。 5 交通規制等に関すること。 6 応急仮設住宅等の建設に関すること。 7 上水道施設の被害調査及び応急復旧を水道管理者と協議・調整すること。
	都市計画施設班 (都市計画課長)	都市計画課員	1 応急工事に必要な労力の確保に関すること。 2 雨水・下水道施設の保全並びに応急対策に関すること。 3 公園等施設の保全並びに応急対策に関すること。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
救 護 部 部 長 (民生部長)	医療救護班 班 長 (民生課長) (保険健康課長)	民生課員 保険健康課員	1 被災者の実態調査に関すること。 2 応急仮設住宅、公営住宅、みなし仮設等入所者の選定に関すること。 3 災害に伴う相談に応じること。 4 福祉施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営・閉鎖に関すること。
		民生課員	1 災害救助法に関すること。 2 義援金の配分に関すること。 3 社会福祉団体及びボランティアの受入れに関すること。 4 保育園及びこども園の入園児の避難に関すること。 5 避難所の開設・運営及び避難者の把握に係る総括に関すること。 6 災害に係る緊急資機材及び物資の調達に関すること。 7 被災者の食料及び飲料水の調達並びに配分に関すること。 8 被災者の生活必需品等救護物資の調達及び配分に関すること。 9 被災者向け借上げ住宅（みなし仮設住宅）への入居支援に関すること。
		保険健康課員	1 被災地の医療及び助産に関すること。 2 医療関係者の協力を求めること。 3 被災者の救護に関すること。 4 医療用資材の確保並びに補給に関すること。 5 被災地の防疫及び指導に関すること。
	防疫班 班 長 (環境防災課長)	環境防災課員	1 被災地の汚物等の処理及び指導に関すること。 2 死体の処理及び埋火葬等に関すること。 3 被災地の清掃に関すること。 4 仮設トイレ等に関すること。 5 被災地の災害廃棄物の処理に関すること。

部 名	班 名	主たる構成員	分掌事務
教 育 部 部 長 (教育次長)	学校教育班 班 長 (学校教育課長)	学校教育課員	1 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 2 児童及び生徒の避難に関すること。 3 被災児童及び生徒の教育に関すること。 4 被災学校の児童及び生徒の応急教育に関すること。 5 被災児童及び生徒の学用品に関すること。 6 被災学校の児童及び生徒の給食に関すること。
	生涯学習班 班 長 (生涯学習課長)	生涯学習課員	1 生涯学習施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 2 文化財の保全に関すること。 3 教育団体との協力体制に関すること。
消 防 部 部 長 (消防団長)	消 防 班 班 長 (副 団 長) (環境防災課長)	分団長	1 消防団員の対策班の編成に関すること。 2 災害対策の任務分担の指令に関すること。 3 災害対策活動の指揮統制に関すること。
		団 員	1 火災の警戒防御、鎮圧活動に関すること。 2 災害現場での救出、救助活動に関すること。 3 災害危険個所の警戒巡視に関すること。 4 被害拡大防止のための応急活動に関すること。 5 緊急資器材の輸送に関すること。 6 避難指示の伝達補助に関すること。 7 避難者の誘導に関すること。 8 有線通信途絶時の無線通信の確保に関すること。 9 災害現場の警戒警備に関すること。

第1項の2 労働力確保計画

1 目的

この計画は、応急対策の実施にあたり、本計画第3章第2節第1項に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

災害応急対策実施上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

3 実施方法

- (1) 災害応急対策は、それぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- (2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力要員の確保に努める。
- (3) 町長、知事及びその他の災害応急対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- (4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者は知事に必要なあつ旋その他の措置を要請する。

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を、災害応急対策責任者及び町民に対し迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条 水防法第10条第1項
広島県 土木建築局 砂防課 広島地方気象台 (共 同)	大雨警報発表中において、大雨による群発的な土砂災害発生危険度の高まった場合	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条
気象庁本庁	津波のおそれがある場合	気象業務法第13条
	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。	

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住居者等がとるべき行動」を5段階に分け、「住居者等がとるべき行動」と「当該行動を住居者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は「居住者等がとるべき行動」、「行動等を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度におうじて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報及び警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

区分	種類	発表基準				
気 象 注意報	風 雪 注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・雪を伴い平均風速が陸上で12m/ s 以上、海上で15m/ s 以上になると予想されるとき。				
	強 風 注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・平均風速が陸上で12m/ s 以上、海上で15m/ s 以上になると予想されるとき				
	大 雨 注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には指標が次のいずれか以上になると予想されるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table><tr><td>表面雨量指数基準</td><td>17</td></tr><tr><td>土壌雨量指数基準</td><td>116</td></tr></table> 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数	表面雨量指数基準	17	土壌雨量指数基準	116
	表面雨量指数基準	17				
	土壌雨量指数基準	116				
大 雪 注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上に該当するとき。 ・12時間の降雪の深さが、10cm以上になると予想されるとき。					
濃 霧 注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。					

区分	種類	発表基準		
気象 注意報	雷注意報	落雷により、被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		
	乾燥 注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。		
	着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるとき。		
	着雪 注意報	着氷(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。		
	融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。		
	霜 注意報	晩霜により、農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※4月以降最低気温が4℃以下と予想されるとき。		
	低温 注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。		
その他の 注意報	波浪 注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・有義波高(注-5)が1.5m以上になると予想されるとき。		
	洪水 注意報	津波・高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認が必要とされる警戒レベル2である。		
		流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数・流域雨量指数）	指定河川洪水予報による基準
		総頭川流域=6.4	—	—
	高潮 注意報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面上2.1m以上になると予想されるとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
	地面現象 注意報	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	浸水 注意報	大雨・長雨・融雪の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	なだれ	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ①降雪の深さ40cm以上になると予想されるとき。 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上になると予想されるとき。		

気象警報	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき		
区分	種類	発表基準		
気象警報	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。		
	大雨警報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当		
		表面雨量指数基準	22	
		土壌雨量指数基準	147	
その他の警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上に該当するとき。 ・12時間の降雪の深さが、20cm以上になると予想されるとき。		
	波浪警報	風浪・うねり等により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ・有義波高(注-5)が2.5m以上になると予想されるとき。		
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
		流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数・流域雨量指数）	指定河川洪水予報による基準
		総頭川流域=8	—	—
	高潮警報	台風等による海面の異常な上昇により、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面上2.6m以上になると予想されるとき。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
	地面現象警報	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	浸水警報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		

注-1：地面現象注意報及び警報並びに浸水注意報及び警報は、その注意事項又は警報事項をそれぞれ気象注意報又は気象警報に含めて行う。

-2：※印は要素が気象官署のものであることを示す。

-3：注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され、新たな注意報、警報に切り替えられる。

-4：注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

-5：有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

イ 特別警報

気象現象等により、重大な災害が起こるおそれ著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

区分	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪と予想したとき。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。
地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

エ 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単

位（広島県）で発表される。

オ 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(ア) 種類

a 津波警報

担当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

b 津波注意報

担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

c 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

a 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないで下さい。	10m超	巨大
			10m	
			5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないで下さい。	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れて下さい。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにして下さい。	1 m	(標記しない)

注) 津波警報等の留意事項

- 1: 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2: 津波の高さとは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差である。
- 3: 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 4: 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

b 津波予報

区 分	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

カ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区 分	発表基準	解除基準
土砂災害警戒情報	大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表	降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等のかんがみ、広島県土木建築局と広島地方気象台が協議の上で警戒を解除できる。

キ 気象庁が発表する緊急地震速報

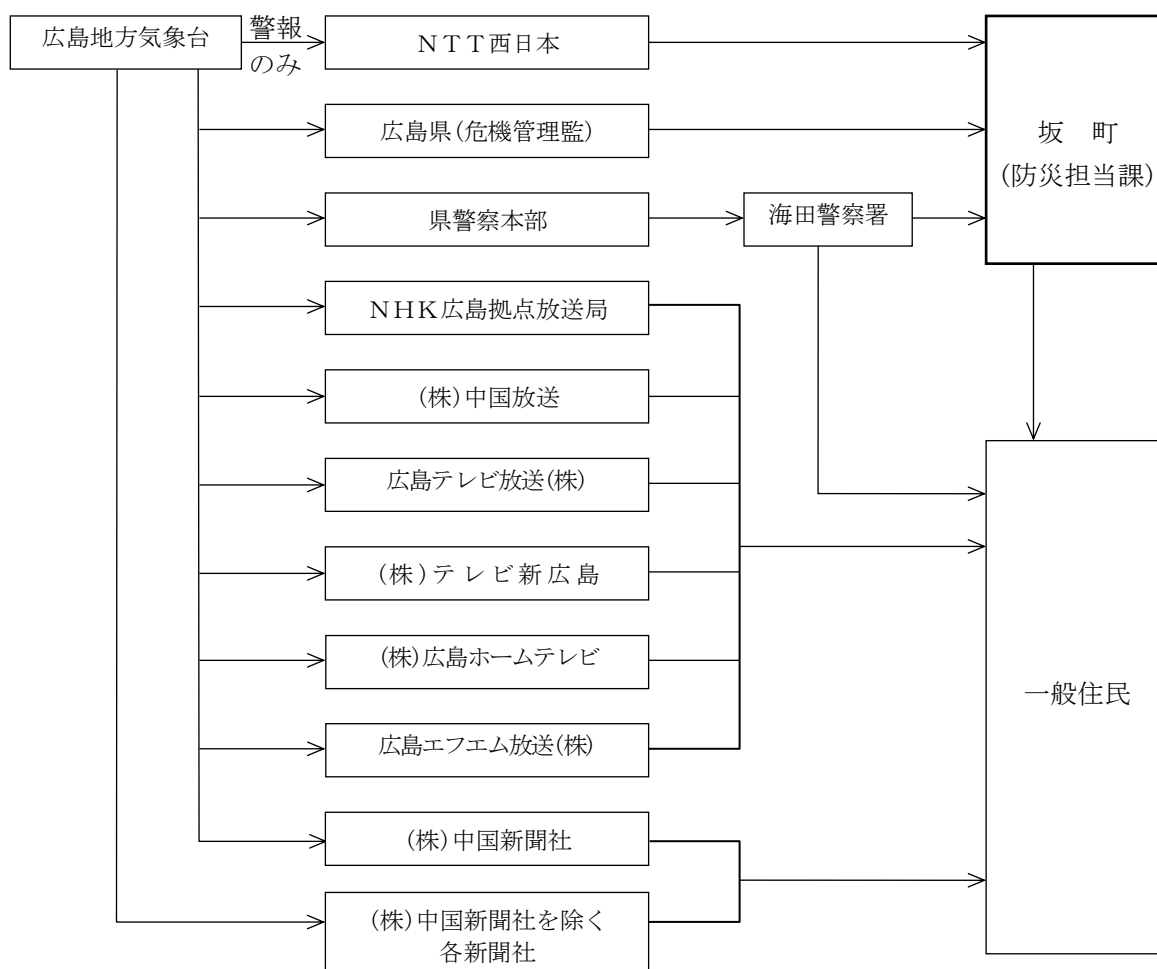
区 分	発表基準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

注：緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(3) 気象等の予報及び警報の伝達

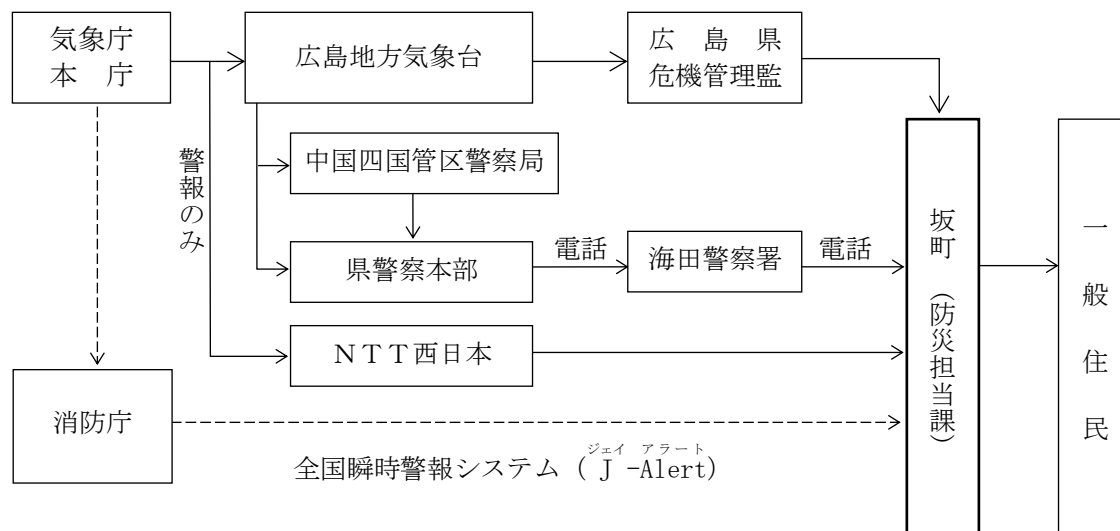
ア 広島地方気象台が気象等の予報及び警報等を発表した場合、次の経路で情報が伝達される。この通知は、防災担当課が受理する。ただし、勤務時間外の場合は当直勤務者が受理し、災害対策本部が設置された場合は、総務部が受理する。

■ 気象等の予報及び警報の伝達経路



イ 気象庁本庁が津波警報等を発表した場合、次の経路で情報が伝達される。この通知は、防災担当課が受理する。ただし、勤務時間外の場合は当直勤務者が受理し、災害対策本部が設置された場合は、総務部が受理する。

■津波警報等の情報伝達経路



※全国瞬時警報システム（J（ジェイ）-Alert（アラート））とは

緊急地震速報や津波警報、大津波警報等といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、消防庁が通信衛星を用いて情報を送信し、防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

ウ 伝達を受けた場合の町の措置

- (ア) 前各号に定めるところにより関係機関から気象等の予報及び警報の通知を受けた場合は、防災担当課は直ちに町長に報告するとともに、庁内各課及び教育委員会に伝達するものとする。
- (イ) 伝達を受けた気象予警報等は、次に定めるところにより関係機関に伝達する。
- (ウ) 伝達を受けた気象予警報等で急を要し、かつ、重大な災害が予想されるものについては、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）及びその他の方法により町民に広報する。

伝達責任者	伝達先	伝達方法	摘要
環境防災課	・一般町民	防災行政無線 (戸別受信機を含む) 広報車	必要に応じ
	・安芸地区衛生施設管理組合	電 話	霜、濃霧注意報を除く 全予報
保険健康課	・保健センター	電 話	霜、濃霧注意報を除く 全予報
民生課	・各保育園、こども園	電 話	
産業建設課	・漁業協同組合	電 話	霜注意報を除く全予報
教育委員会	・各小学校、中学校、高校、大学 ・町民センター、公民館 ・横浜ふれあいセンター ・小屋浦ふれあいセンター ・坂町B & G海洋センター ・町民交流センター	電 話	霜、濃霧注意報を除く 全予報

エ 勤務時間外に伝達を受けた場合の措置

勤務時間外に当直者が気象予警報等の伝達を受けた場合は、急を要するものについては、環境防災課長、防災担当に連絡するものとする。

3 水防警報

- (1) 広島県西部建設事務所からの伝達は防災担当課で受領する。
- (2) 受領した水防警報は、直ちに「気象等の予報及び警報の伝達」に準じて必要な体制を整備する。

4 火災予防上の気象通報

- (1) 気象の状況の通報
広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを消防本部に通報する。
- (2) 通報の具体的な基準
広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。
ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

5 災害発生情報の収集伝達

- (1) 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報
ア 基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。
また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。
イ 前項の場合において急施を要するときは、町長は県危機管理監への通報に先立ち、気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

通報先	電話番号	備考
県危機管理監	511-6720	防災行政無線 99-119
広島地方気象台防災業務課	223-3953	防災行政無線 99-160
海田警察署	820-0110	
広島県西部厚生環境事務所広島支所	228-2111	
広島県西部建設事務所	250-8151	防災行政無線 99-126
広島県西部農林水産事務所	228-2111	

- (2) その他の情報
災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。
- (3) 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換
災害応急対策責任者は、自己の管理する施設が被害を受けたとき、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示する。	基本法 第56条 第60条第1項・ 第3項
知 事	同上的場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	基本法 第60条第6項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	同 上	基本法 第61条
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長等が要求したとき。	同 上	基本法 第63条第2項
自 衛 官	同上的場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	基本法 第63条第3項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域から退去を命令	消防法 第28条第1項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法 第28条第2項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同上	水防法 第21条第1項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法 第21条第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法 第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法 第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合	同上	自衛隊法 第94条

(2) 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3) 避難の指示等

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 町長等、避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難指示の発令理由

(ウ) 避難先及び避難経路

(エ) 避難の方法及び携行品

(オ) その他必要な事項

ウ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

また、避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させる。

エ 高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動を支援しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

■ 警戒レベル表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難

内閣府：避難情報に関するガイドライン

(4) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容について、おおむね次の方法により又は直接住民に伝達する。

- ア 防災行政無線（戸別受信機を含む）、電話
- イ 全国瞬時警報システム（J-Alert）
- ウ Lアラート（災害情報共有システム）
- エ 広報車、拡声器、連絡員
- オ サイレン、鐘
- カ テレビ、ラジオ
- キ 携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）
- ク インターネット
- ケ アマチュア無線

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

この場合において、避難行動要支援者となりうる者や、一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

(5) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、こういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成するものとする。また、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するのための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

エ 町は、あらかじめ避難指示等を町民に伝達する方法を明らかにし、町民に周知徹底しておく。

オ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ク 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ 学校、保育園、こども園、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町が避難指示を発令した場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、町長と協議して避難計画を作成しておく。

コ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

サ 町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対して、屋内にとどまる（建物の上階への「垂直移動」を含む。）ことを指示することができる。

シ 町長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

2 報告

(1) 避難指示等を行った場合

町長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ 報告事項

(ア) 避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難指示等の解除を行った場合

町長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、町が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言をするものとする。

(4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先

前項に同じ

イ 報告方法

開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

ウ 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項

3 避難の誘導

(1) 避難誘導にあたる者

ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 指定緊急避難場所、避難路沿いの要点等に、誘導にあたる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、町民の速やかな避難を図る。

なお、町長は、あらかじめ指定緊急避難場所を選定し、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに、帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は、幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画、個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

- エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 避難の際の町民への周知事項

誘導責任者は、避難にあたって、次の事項を町民に周知徹底する。

- ア 戸締まり、火の始末を完全にすること。
- イ 携行品は、必要最小限の物品とすること。
食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯（予備の乾電池）、携帯ラジオ（予備の乾電池）、毛布、医薬品、ビニール袋等
- ウ 服装は軽装とすること。雨具、帽子、手袋、雨靴、防寒衣等を携行すること。

4 再避難の措置

誘導にあたる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実体を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

町における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 防災行政無線（戸別受信機を含む）による収集
- エ 消防署、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 防災行政無線（戸別受信機を含む）の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ 登録制メール、緊急速報メールの活用

オ 地元アマチュア無線のボランティア活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 災害情報の収集伝達

(1) 関係機関等との連絡及び県への報告

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、町長に報告する。（基本法第54条第1項、発見者の通報義務）

イ 通報を受けた場合、町長は、速やかにその旨を知事（県危機管理監）に通報する。
（基本法第54条第4項）

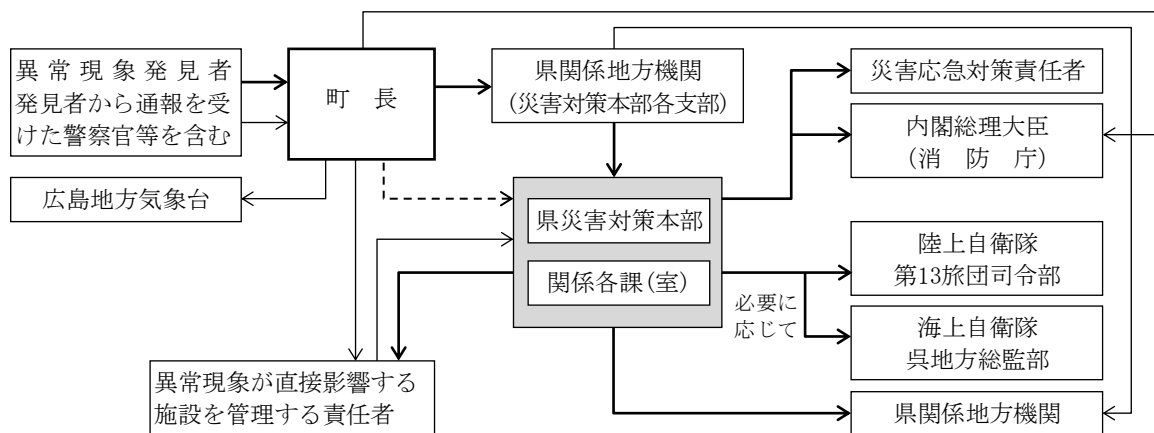
ウ 前項の場合において急施を要するときは、町長は、県への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(2) その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の状況、並びに災害に対してとった措置の概要を町に報告する。町長は、関係機関に通報する。

(3) 県災害対策本部が設置された場合の経路

前各号によるすべての情報は、次の経路により県災害対策本部に通報し、関係機関に通知される。



注-1： 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、町長が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の町長に通知する。

-2: → は通常の経路であり、→ は急施を要する場合で県災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。また、---→ は、緊急を要する場合で、県災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた

範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

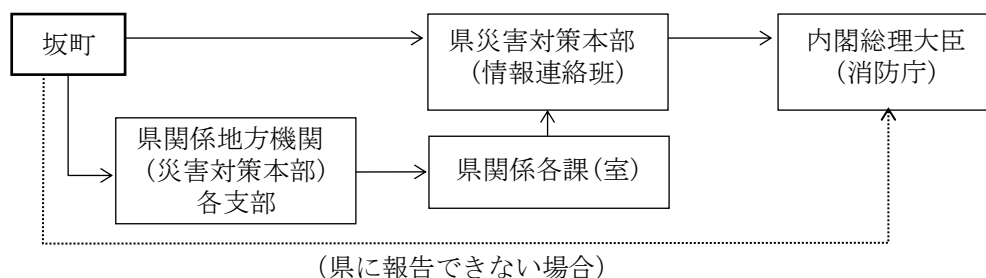
町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

回線別		区 分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		7-90-49013	7-90-49101～49103
	F A X		7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101～49103
	F A X		77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として別記様式1により行う。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

人的被害の数(死者・行方不明者数)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。ただし、町が県に報告できない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとする。



■別記様式1

災 害 発 生 報 告

() 県支部

() 市 町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状 況				
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線				
受信者		情報連絡班	氏名	15 破 堤 溢 水 した 河 川 海岸ため池				
1 調査日時		月 日 時 分		16 その他の 被 害				
2 発生場所								
人の 被害	3 死 者	人	氏名 (生年月日)		17 災害対策 本部設置	月 日 時 分		
	うち災害関連死者	人	氏名 (生年月日)					
	4 行方不明者	人	氏名 (生年月日)					
	5 重傷者	人	氏名 (生年月日)					
住家の 被害	6 軽傷者	人	氏名 (生年月日)		18 避難の指 示状況	地区名	避難場所	人員
	7 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人				人
	8 半壊 (半焼)	棟	世帯	人				
	9 床上浸水	棟	世帯	人				
非住家 の被害	10 床下浸水	棟	世帯	人	消防職員の 出動状況	19 消 防 職 員		人
	11 学 校 等 公共建物					20 消 防 団 員		人
	12 その他					21 警 察 官		人
						22 そ の 他		人
				23 その他の 応急措置		計		人

■別記様式2

被 害 総 括 表

月 日 時 分 現在				() 県支部 () 市町				
被害区分		被害内容		被害区分		被害内容	被害額(千円)	
①人の被害	ア 死者	人氏名		④公共建物の被害	キ 保育所幼稚園	公	棟	
	うち災害関連死者	〃	〃			私	〃	
	イ 行方不明者	〃	〃		ク 専修学校各種学校	公	〃	
	ウ 重傷者	〃	〃			私	〃	
	エ 軽傷者	〃	〃		ケ 病院	〃	〃	
②住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	棟	世帯	人	コ 官公庁その他	〃	〃	
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財の被害	〃	〃	
	ウ 一部損壊	〃	〃	〃	ア 道路被害	か所	〃	
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	イ 橋梁被害	橋	〃	
	オ 床下浸水	〃	〃	〃	ウ 河川被害	か所	〃	
③非住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	公共建物	棟	⑥公共土木施設の被害	エ 砂防施設被害	〃	〃	
		その他	〃		オ 地すべり防止施設被害	〃	〃	
	イ 半壊(半焼)	公共建物	〃		カ 急傾斜地崩壊防止施設被害	〃	〃	
		その他	〃		キ 治山施設被害	〃	〃	
被害区分		被害内容	被害額(千円)		ク 港湾施設被害	〃	〃	
④公共建物の被害	ア 小学校	公	か所		〃	ケ 漁港施設被害	〃	〃
		私	〃		〃	コ 海岸施設被害	〃	〃
	イ 中学校	公	〃		〃	サ その他	〃	〃
		私	〃	〃	ア 田	流失・埋没	ha	〃
	ウ 高等学校	公	〃	〃	イ 畑	流失・埋没	〃	〃
		私	〃	〃	冠 水	〃	〃	
	エ 大学	公	〃	〃	ウ 農道被害	か所	〃	
		私	〃	〃	エ 溜池・水路被	〃	〃	
	オ 高等専門学校	〃	〃	オ 頭首工被害	〃	〃		
	カ 特別支援学校	〃	〃					

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容								
⑦	カ 路面被害	か所		り 災害世帯数	世帯								
	道 橋梁被害	橋		り 災者数	人								
	キ 水産施設被害	か所		被害総額	千円								
	ク その他	〃		⑨ ア 建物	件								
⑧ その他の被害	ア 農産被害	〃		火災発生	イ 危険物	〃							
	イ 林産被害	〃		ウ その他	〃								
	ウ 水産被害	〃		災害対策本部設置	月 日 時 分								
	エ 商工被害	〃											
	オ 土石流	溪流											
	カ 地すべり	か所											
	キ 崖くずれ	〃											
	ク 木材流出	m ³											
	ケ 山林焼失	ha											
	コ 鉄軌道被害	か所											
	シ 沈没	隻							避難の指示状況	地区名	避難場所	世帯数	人数
	船 流失	〃											
	破 損	〃											
	ス 清掃施設被害	か所											
	セ 都市施設被害	〃											
	ソ 自然公園施設被害	〃		合 計									
	タ 工業用水道被害	〃		消防職員等出動状況	消防職員	人							
	チ 水道施設被害	〃			消防団員	〃							
	ツ 水道（断水）	戸			警 察 署	〃							
	テ 電話（不通）	回線			そ の 他	〃							
	ト 電気（停電）	戸			計	〃							
	ナ ガス（停止）	〃			その他								
	ニ ブロック塀等被害	か所											
	ヌ その他	〃											

■用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・焼失）	住家がその居住のための基本的機能を滅失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車国道、一般国道、県道及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和39年法律第 167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものをいう。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸施設被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第 169号）による補助対象となる施設とする。
	田 畑 の 流失埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

その 他	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において、土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	崖 く ず れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、崖崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第 161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	被 害 総 額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
	火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第2項 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常電報・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常電報・緊急電報の申込みを行う。

区 分	応答先	申込みダイヤル番号
非常・緊急電報	電報センタ	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する無料電話をいう。

要 請 先	電話番号
NTT西日本中国支店 設備部災害対策室	082-226-2127

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

ア 固定電話

区 分	申 込 先	申込みダイヤル番号
臨時電話等	116センター	「116」

※ 一般の電話申込みも、この番号

イ 臨時携帯電話の申込み先（有償）

臨時携帯電話の申込み先	電 話 番 号
株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

2 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

3 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、県災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

なお、アマチュア無線局は設置者も多く、緊急時の連絡方法として重要であるので、町内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておくものとする。

4 通信施設の応急復旧

災害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難、あるいは孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には、他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により、自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

県及び町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して、活動拠点となる臨時ヘリポート等を計画的に整備するとともに、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

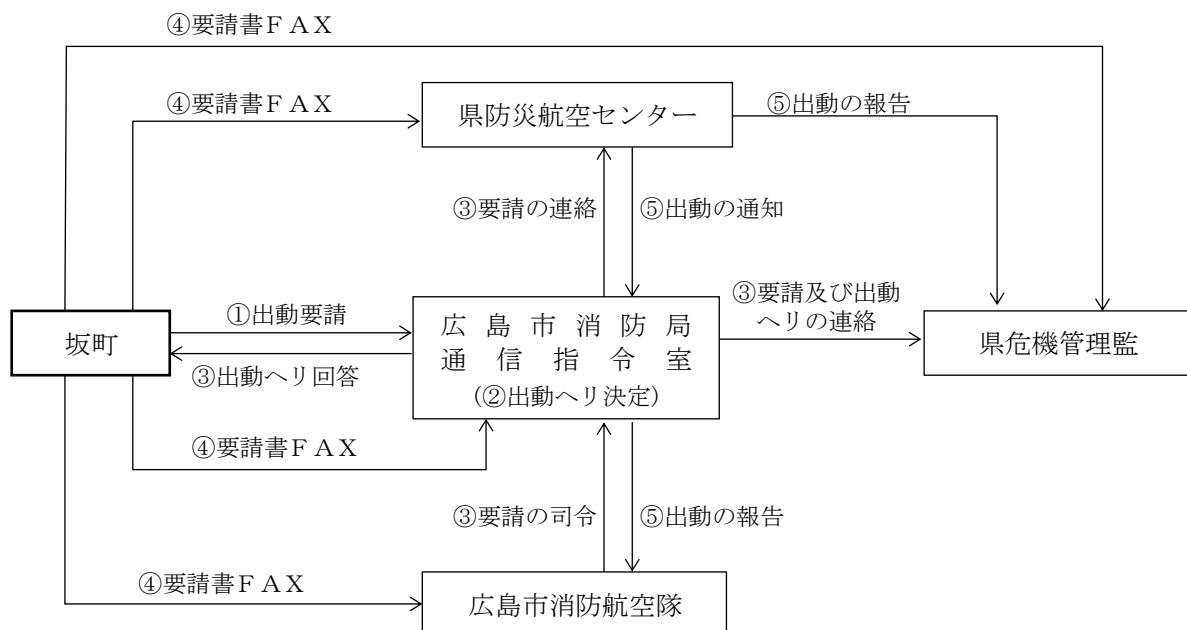
5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 原則

町長は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援の有効性及び必要性が認められる場合に支援要請を行うものとする。

(2) 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は、次の図による。



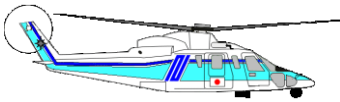
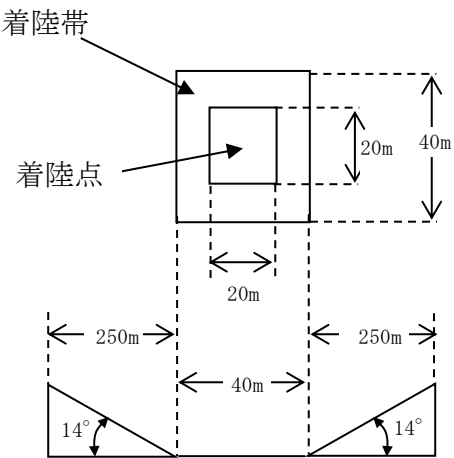
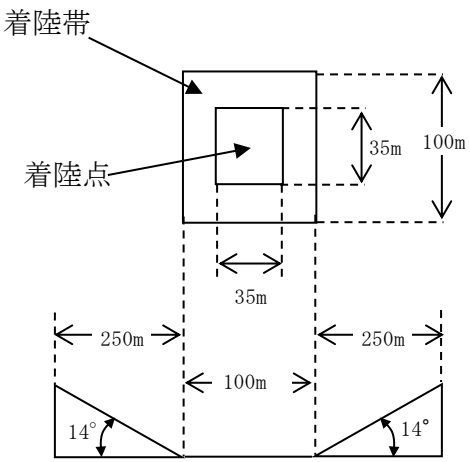
(3) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県及び町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（総務省消防庁）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）」等に基づいて応援要請する。

6 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 アグスタ AW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  海上保安庁広島航空基地 シコルスキー S76D  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

(2) 臨時ヘリポートの準備

町長及び災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すること。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときには、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

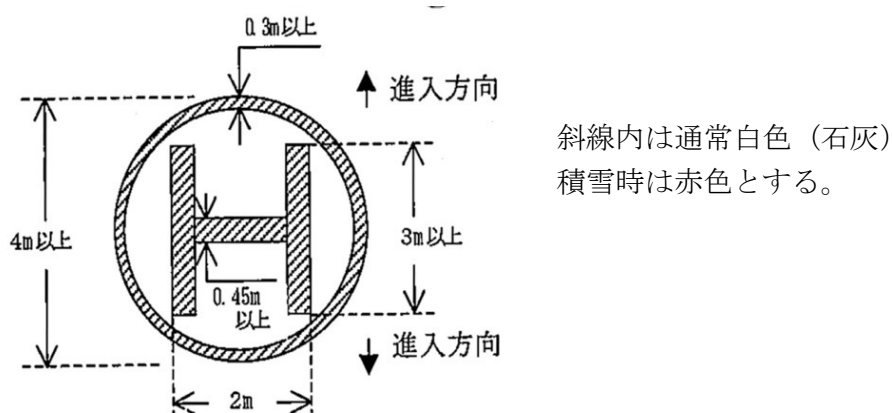
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資収集場所等の配備については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には、次図を標準としたⒺを表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、県災害対策本部（県危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、災害に際して、町民の生命又は財産を保護するため、応急対策の実施が町の防災能力では防災上十分な効果が得られない場合、又は町長が特に必要と認めた場合に、基本法第68条の2の規定による自衛隊派遣要請の要求について定める。

2 災害派遣要請の要求等

(1) 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

(2) 町長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はそ

の指定する者（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

(3) 町長は、上記 (2) の通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。

この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令
- (2) 町域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

- (1) 要請にあたっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書（別記様式3）によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 県知事を通じて要請するとき

	連絡先	連絡方法
県危機管理監	広島市中区基町10-52	電話：082-228-2111／内線2783～2786 (直通)082-511-6720、082-228-2159

イ 県知事を通じて要請することが困難なとき

	連絡先	連絡方法
陸上自衛隊 第13旅団長	陸上自衛隊第13旅団 司令部第3部（防衛班） （安芸郡海田町寿町2-1）	電話：082-822-3101／内線2410 （夜間・土日・祝日等）内線2440（当直幕僚）
海上自衛隊 呉地方総監	海上自衛隊呉地方総監部 防衛部 オペレーション （呉市幸町8-1）	電話：0823-22-5511／内線2823、 2222（当直）
航空自衛隊西部 航空方面隊司令官	航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部運用課 （福岡県春日市原町3-1-1）	電話：092-581-4031／内線2348 （課業時間外）内線2203（SOC当直）

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

町長が災害派遣を依頼したときは、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

(1) 派遣部隊到着前

ア 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常からの指定及び配置を含む。）

イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供

ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）

エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

オ 臨時ヘリポートの設定（本計画第3章第4節による。）

カ 船艇が使用できる岸壁の準備

(2) 派遣部隊到着後

ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

イ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

ウ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

(1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

10 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請するため、知事に対し文書（別記様式4）を提出する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

■別記様式3

広島県知事 様

 坂総第
令和 年 月 日
号

坂町長

印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

次によって災害派遣の要請を申請します。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - * 気象状況（〇〇日から・・・）
 - * 被災状況（人、住家の被害、道路、橋梁の決壊の状況）
（火災の場所、焼損面積、拡大、火勢方向、民家との距離等）
 - * 町民の生命の危険・・・民家への延焼危険
 - * 地元〇〇では〇〇不可能
 - * 地元消防力では鎮圧困難
（出動消防力 〇〇人 〇〇〇台）
- 2 派遣を必要とする期間
〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇状態を脱するまで
（火災を鎮圧するまで）
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域 町〇〇〇〇
" " 〇〇山
 - (2) 活動内容 孤立者の救出
道路の応急啓開
救援物資の輸送
〇〇〇火災の消火
その他
- 4 連絡責任者
坂町役場 総務部 総務課
電話 〇〇－〇〇〇〇
- 5 その他参考となる事項
〇〇川が〇〇地区で〇〇m決壊〇〇橋流出

■別記様式4

広島県知事 様	坂総第 令和 年 月 日 坂町長 印
自衛隊の撤収について（依頼）	
〇〇月〇〇日から〇〇は、出動中の〇〇〇自衛隊のご協力によって〇〇しました。 ついては、〇〇時〇〇分〇〇自衛隊の撤収をお願いします。	

第2項 相互応援協力計画

1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

町は、必要に応じて、県、防災関係機関等に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事に対する応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員
- ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき、他の市町に応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町における消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地への応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

3 応援要員の受入れ体制

災害応急対策を実施するに際して、町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助活動

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上における救出

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は町長）	被災者の救出	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条
	遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条
町長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

町長が救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、県警察がこれにあたる。

この場合、町長は救出担当機関と密接な連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

町長は、知事の補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出にあたる。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり救出を行う。

イ 遺体の搜索、受入れ、処理、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

災害時における遺体の搜索は、町長が消防団、地区住民の協力により実施する。

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準にしたがい搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長は実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(イ) 遺体の受入れ、処理、埋葬

a 町長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり、遺体の受入れ、処理、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅

死亡人取扱法の規定により処置する。

b 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない遺体について、町長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

c 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により、遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により、被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を町に委任した場合は、町長がこれを実施する。

3 海上における救出

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
広島海上保安部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を要する場合の援助	海上保安庁法第2条、第5条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は町長）	被災者の救助	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条
	遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条
町長	町の区域の地先海面における海難の救助救難	水難救護法第1条

(2) 実施方法

町長は、自己の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより、関係機関の協力を得て対処する。

(3) 遺体の搜索、受入れ、処理、埋葬等

陸上災害救難に準ずる措置を行う。

4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活

動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2項 医療救護・助産計画

1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 災害時における実施責任者及び実施内容

(1) 町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対応できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法を適用した場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的は健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

ア 県は、町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、広島県医師会及び他県等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

また、災害の急性期においては、統括DMATと調整の上、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行うものとする。

イ 県は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

(3) 日本赤十字社広島県支部

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）及び災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(4) 広島県医師会

町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 広島県歯科医師会

県又は町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(6) 広島県薬剤師会

県又は町の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(7) 広島県看護協会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書に基づき医療救護活動を実施する。

3 医療救護

(1) 医療救護班の編成及び救助活動

ア 医療救護にあたっては、町内の医療機関の協力を得て、救護班を編成して行う。

イ 救護班は、原則として医師1名、看護師2名、事務員1名をもって1班とする。必要に応じて、町保健師を加える。

ウ 町長は、必要と認めた場合には、避難所その他必要と認める場所に救護所を設置する。

エ 救護に必要な医薬品及び衛生材料は、販売業者の協力を得て調達する。現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、あらかじめ医薬品卸売業者と調達方法について協議しておき、必要医薬品等の確保を図る。

(2) 災害救助法が適用された場合の医療救護

ア 医療の対象となる場合

(ア) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的機能が停止した場合

(イ) 災害により町の医療機関の1日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合

イ 医療の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 医院又は診療所への受入れ

(オ) 看護

ウ 医療の方法

原則として、町の救護班（3-(1)-ア及びイ）により行う。

なお、重症患者で、町の救護班では人的、物的に救護が困難な場合は、医院、診療所に受入れして医療を行う。

エ 医療救護期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

4 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

5 助産

(1) 原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生機材の支給

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内

6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

町、広島市消防局（非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して必要な指示をすることができる。）

3 実施方法

応急対策は、「坂町消防計画」「広島市消防局の消防計画」に定めるところにより実施する。

4 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家に派遣を要請するものとする。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1 目的

この計画は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

水防管理団体、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方気象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

3 実施方法

応急対策の実施は、「坂町水防計画」の定めるところによる。

4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防

の有機的一体性の確保に努める。

また、水防本部は、広島市消防局と相互に連絡を密にして、災害に対応するものとする。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通、輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通秩序応急対策

(1) 陸上交通の確保

ア 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令「昭和32年第288号」第32条の2で定める、道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

(イ) 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

(ロ) 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(ハ) 町内への車両の流入制限

隣接の自治体に通じる国道31号等主要道路については、隣接の自治体の協力を得て必要な指導・広報により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、町内への車両の流入を極力制限する。

このため、町内の主要交差点、隣接市町境等必要な箇所に交通検問所を設置する。

イ 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、一般国道、主要地方道等館内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(ア) 走行中の車両

a 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな

移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

ウ 路上の障害物除去等

- (ア) 県公安委員会は災害対策基本法に基づき、緊急車両外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

- (イ) 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は、当該措置をとることができる。

- (ウ) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

- (エ) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

- a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

- b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

- c 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

- d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

- e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

エ 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合には、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び機関を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者、報道機関等を通じて、交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

オ 関係機関との連携

- (ア) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、道路管理者等の関係機関や警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。
- (イ) 県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間における指定若しくは命令又は措置をとるべきことを要請する。
- (ウ) 県公安委員会は、交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力してその解消に適切な対応措置を講ずる。
- (エ) 通行妨害車両等の排除については、県警察本部が社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「J A F」という。）と「災害時における通行妨害車両等の排除活動に関する協定」を締結していることから、J A Fに対して協力を要請する。

カ 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下、「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両の「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の様式は、別記5、6のとおりである。

キ 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規定に係る事前届出の手続きを行わせる。

(ア) 事前届出の対象とする車両

a 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

- (a) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ・ 廃棄物の処置及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。
- b 地震法の規定に基づく緊急通行車両
- (a) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示等に関する事項
 - ・ 消防・水防その他の応急措置に関する事項
 - ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - ・ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (b) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については(ア)のaの(b)のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。
- c 原災法の規定により読み替えて適用される基本法の規定に基づく緊急通行車両
- (a) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・ 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難指示に関

する事項

- ・ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(b) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、もしくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については(7)のaの(b)のとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 事前届出に関する手続き

a 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

b 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を所轄する警察署とする。

c 事前届出に必要な書類

- ・ 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- ・ 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- ・ 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通・別記様式7のとおり）

(ロ) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

a 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記様式7「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

b 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

ク 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認

(7) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱う。

(イ) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る

事前届出を行わせる。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

(ウ) 事前届出の対象とする車両

次にいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(エ) 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

キの(イ)a、bと同様とする。

(オ) 事前届出に必要な書類

- a 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し

(a) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師もしくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。

(b) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

(c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。

(d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。

- b 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通・別記様式8のとおり）

- c 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

(カ) 規制除外車両事前届出済証の交付等

- a 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記様式第8「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

- b 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

■別記様式5

緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
広島県公安委員会			印	
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	(電話)		
	氏 名			
運 行 日 時				
運 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

■別記様式6

標 章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

■別記様式7

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 広島県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

■別記様式8

災害 原子力災害応急対策用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 広島県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 原子力災害応急対策用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

(2) 海上輸送の確保

災害の態様により海上輸送が必要となる場合の船舶は、広島海上保安部又は船舶所有者の協力を得て確保するものとする。

なお、海上輸送に関し、海上交通安全の確保のため必要な次の措置については、広島海上保安部に要請する。

- ア 船舶交通の整理、指導
- イ 船舶交通の制限又は禁止
- ウ 船舶交通の危険を予防するための応急措置
- エ 港湾関係者等との通信確保及び災害状況の提供
- オ 水路の安全
- カ 航路標識の点検、復旧

(3) 航空輸送の確保

災害の態様により航空機等による輸送が必要となった場合は、町長は直ちに県に要請するものとする。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道 路	道路管理者
港 湾	港湾管理者
鉄道・軌道	西日本旅客鉄道株式会社広島支社

(2) 実施基準

道路、港湾、鉄道等の交通施設に係る災害応急対策はそれぞれの管理者が実施するが、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合町長は、他の管理者の行う対策が円滑に実施されるよう協力する。

ア 陸上交通施設（道路及び鉄道・軌道）

(ア) 孤立地域の解消

(イ) 広域間の幹線交通の確保

(ウ) その他の道路交通の確保。この場合、交通量の多い路線又は区間から実施する。

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

(3) 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（町を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

4 応急輸送対策

(1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保するが、町長はこれらが円滑に実施できるよう協力する。

(2) 災害の規模等により、災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あつ旋の要請をする。

(3) 町長は、輸送力を確保できない場合は、知事に協力あつ旋の要請をする。

第2項 在港船舶対策計画

1 目的

災害時における在港船舶の安全を確保するとともに、これらによる災害が他に類を及ぼすことを防ぐことを目的とする。

2 在港船舶対策

(1) 実施責任者

実施責任者	港 名	根拠法令
港 長	特定港（広島港）	港則法

(2) 実施方法

ア 命令

広島港長は、港則法第37条第3項及に基づき、必要と認められるときは、退去等を命じる。

イ 勧告

広島港長は、港則法第37条第4項及に基づき、必要と認められるときは、必要な措置を講ずるべきことを勧告する。

(3) 関係機関の協力

県警察、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、広島港長の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる指定避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 指定避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。

災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による。）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助にあたる。

(2) 指定避難所

指定避難所は、学校、公民館等の公共施設を利用する。（資料編参照）

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するように努める。

(3) 福祉避難所

施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた条件で

指定した指定避難所のことで、町民センター、坂中学校、小屋浦ふれあいセンター、社会福祉施設等の既存施設を利用する。

また、町は福祉避難所として利用可能な施設に関する情報を収集し、施設管理者と十分調整し、協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定する。

(4) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数とその実態を把握するとともに、関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

要配慮者及び災害発生後援護が必要となる者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営にあたっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に連携・協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めることとする。

町はあらかじめ、施設管理者との調整や指定避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引き取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあつ旋及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館・ホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

(1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、災害対策本部総務部、関係防災機関へ定期的に連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め、災害対策本部総務部、関係防災機関へ連絡する。

(2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な

対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため、保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の数量を把握し、効率的に配給する。

- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用トイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (8) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努める。

- (9) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

5 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

また、大規模災害の発生により町機能が喪失するなどし、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行うものとする。

町は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等へ広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方法

(1) 広報活動

ア 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

イ 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

ウ 広報の内容等

町は、消防機関、県警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

a 災害発生直後の広報

- (a) 気象等に関する予警報及び情報
- (b) 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- (c) 医療、救護所の開設に関する情報
- (d) 災害発生状況に関する情報
- (e) 出火防止、初期消火に関する情報
- (f) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (g) その他必要な情報

b 応急復旧時の広報

- (a) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (b) 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (c) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (d) 電話の利用と復旧に関する情報
- (e) ボランティア活動に関する情報
- (f) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (g) 臨時相談所に関する情報
- (h) 住民の安否に関する情報
- (i) 被災宅地危険度判定に関する情報
- (j) その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

a 防災行政無線（戸別受信機を含む）放送による広報

- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織、自治会組織等を通じた連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l 登録制メール、緊急速報メール等の活用

(ウ) 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送について、知事を通じて依頼する。

エ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

オ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に努め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

町は、災害が発生したときには、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

イ 相談方法

町は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 被災者の情報提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 趣旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を受入

れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸借住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努め、町長は、これに対して協力する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行規則の規定に基づき、町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令17条の規定により、前各項の救助について町長に実施を委任したときは、町長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくはそれに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別の場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入についても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

ア 建設戸数

建設戸数の決定にあたっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅を借上げる場合の借上げ戸数の決定にあたっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体、関係団体の協力を得て、知事が行う。

(4) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内とする。（国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）やむを得ない事情がある場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供を考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

町は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

イ 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

ウ 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

オ 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ 建築判定資機材の調達、備蓄

キ その他必要な事項

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町及び県は、地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 町は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 町と県間の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

ア 町は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ロ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(ハ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

(ニ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(ホ) 判定資機材の調達、備蓄

(ヘ) その他必要な事項

イ 町からの要請に対し、知事は的確な支援を行う。

ウ 町は、県が開催する宅地判定に関する講習会に協力し、宅地判定士の養成に努める。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 町長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 町から支援要請を受けた場合、知事は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協

力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び町は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 所定の判定資機材が不足する場合は、町に代わって県がこれを調達する。

(4) 県と町との連絡調整

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 趣旨

町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に受入れされた者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所しているものも含む。）
- (4) 前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲内で行う。

第2項 給水計画

1 趣旨

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることのできない者に対して、最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者

災害救助法が適用される前において、水道により水を供給しているときは、広島市水道局が供給の責務を有する。

災害により次の事態が発生した場合、それぞれに定めるものが供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事(知事が実施を委任したときは町長)	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町 長	感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第 114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	広島市水道局	水道法（昭和32年法律第 177号）第40条

3 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

(2) 井戸等の使用停止が命じられた場合の給水

感染症予防上必要と認め、知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して、1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4 飲料水等供給方法

(1) 水源の確保

ア 町内の水源を利用できる場合は、浄水セット、ろ水機等を使用し、浄化して必要水量を確保し供給する。

イ 町内の水源が利用できない場合は、容器、給水車等を使用して、周辺地域の施設から必要水量を運搬し供給する。

(2) 給水活動

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、病院などの優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

ウ 避難所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

オ 給水用資機材の調達を行う。

カ 関連事業者の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

キ 町のみでは飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、近隣市町又は県に応援を要請する。

ク 自己努力によって飲料水を確保する町民に対し、衛生上の注意を広報する。

ケ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、町民への周知を図る。

コ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

5 水道、飲料水施設被害報告

水道施設又は飲料水施設が被害を受けた場合は、町長は次の事項について、広島市水道局へ速やかに報告するものとする。

(1) 被害地区名

(2) 水道、飲料水施設の区分

(3) 被害戸数及び人員

(4) 被害状況

(5) 対策及び復旧見込み

(6) その他参考となる事項

第3項 生活必需品等供給計画

1 趣旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

知事が災害救助法を適用し、町長は補助者として給付又は貸与を行う。

なお、同法13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（L P ガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

知事は、町長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

町長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

(2) 物資の調達が困難な場合には、知事に対して応援を要請する。

(3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

3 物資の輸送

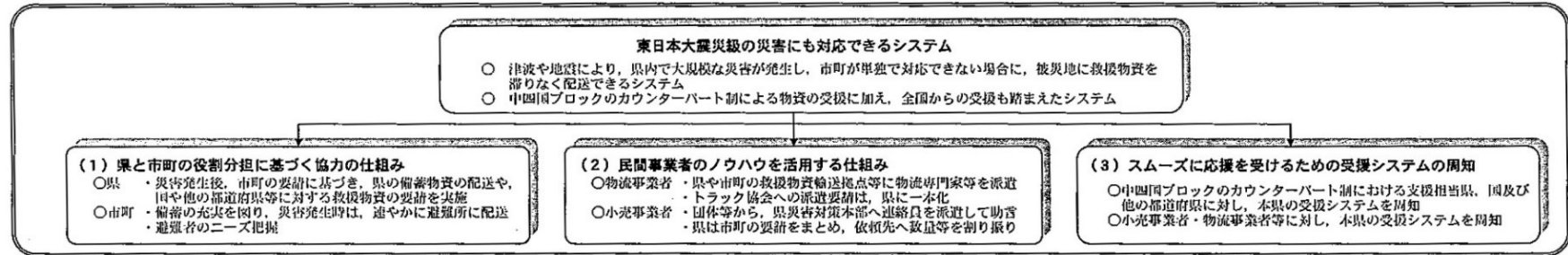
(1) 県は、広島県トラック協会へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会に対して、県や町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

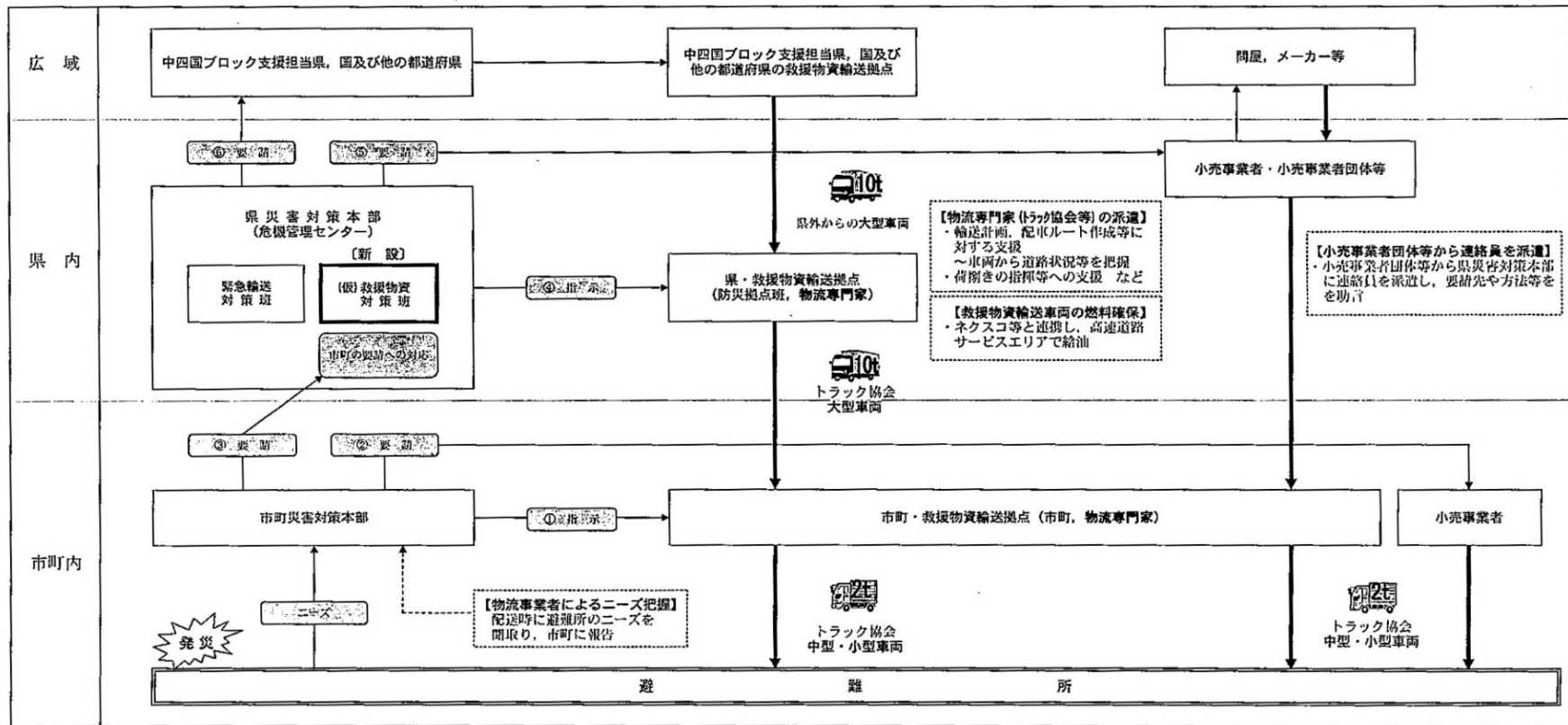
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、町への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は国への要請や関係機関との連携により、確保に努めるものとする。

■参考 広島県における救援物資の配送対策について

I 基本的な考え方



II イメージ図



第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第1項 防疫計画

1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

町は、感染症の発生予防・まん延防止のため、知事の指示に従い、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等の措置を行う。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は、生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この項において「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 新感染症 指定感染症
ねずみ族・昆虫類の駆除	法第28条	
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

(2) 防疫活動

災害時については、(1) による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

イ 被害の状況報告

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを本計画第3章第3節第1項により県に報告する。

ウ 防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋葬等計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、町及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋葬等を実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取り扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助者として、消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

(2) 海上における搜索

知事は、広島海上保安部及び県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受入れる。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したとき、町は次の措置を行う。

(1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

(2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

(3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について、県警察等と連携して対応する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時日に埋葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で、特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋葬等

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋葬等にあたっては、次の点に留意する。

(1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。

(2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処置する。

ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋葬等を実施する。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

(2) 漁港

漁港管理者は、漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急復旧対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

砂防施設等の管理者は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の

除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

治山施設等の管理者は、治山事業施行地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急普及活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかにお応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設、下水道施設及び電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、町内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責務を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。

また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により、他の電力会社に応援を依頼する。

(ウ) 中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(エ) 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施にあたって、他の公共施設に影響を与える場合は関係機関と連絡協議のうえ、必要なときはその指示を求めるなど、公共に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性の配慮のうえ応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は、自己の所掌事務を通じて処理し、協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者に通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。

また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により、他のガス事業者に応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能になった場合は、ガス供給者は可能な限りこれらに代わる適当な燃料が確保されるよう努力する。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

広島市水道局

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、町民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧計画

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関係事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

6 電気通信施設災害応急対策

(1) 実施責任者

N T T 西日本広島支店

(2) 震災時の対応

災害の発生に際し、電気通信施設等の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図ることとする。

ア 公衆通信の応急対策

(ア) 公衆通信の応急確保

- a 災害非常通信の確保
- b 非常貸出し携帯電話の手配
- c 特設公衆電話の設置
- d 停電時には公衆電話の無料化

(イ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供

(ロ) 被災公衆電気通信設備の応急復旧

イ 災害時の広報

(ア) 広報車による広報活動を行う。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(イ) 掲示板等による広報

(ロ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

第3項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
- 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 - 仮置場の設置運営 - 廃棄物の運搬・処分等 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	- 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 - 被災市町への事務支援、人的支援 - 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

町は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれ

らの収集・運搬体制を速やかに構築する。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第4項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって町民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1 方針

町、県及び関係団体は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) 平常時におけるボランティアの組織化

ア 町は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務の資格や技能を要する専門ボランティア及びボランティア団体を平常時から把握しておく。

イ 町は、専門ボランティア及びボランティア団体に対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等を行う。

(2) ボランティアの受入れ体制

災害時において、町が災害対策本部を設置した際には、坂町社会福祉協議会は、必要に応じてボランティアの受入れを円滑に行うためボランティアセンターを設置する。

当該ボランティアセンターは、広島県社会福祉協議会の設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行うものとする。

また、町のみでは災害対策要員が不足すると判断される場合には、町長は、広島県被災者生活サポートボランティアセンターに対して、次項を示してボランティア団体のあつ旋を要請する。

ア 要請する人員

イ 活動内容

ウ 活動機関及び活動場所

エ その他必要事項

(3) 災害対策本部の役割

災害対策本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、災害対策本部は、ボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(4) ボランティアセンター（坂町社会福祉協議会）の役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあつ旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場

合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあつ旋、活動支援

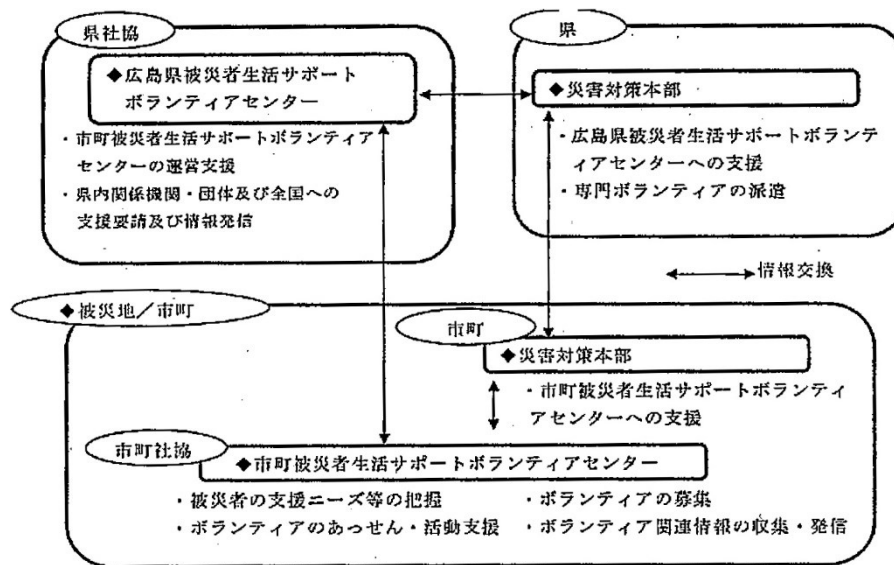
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から町ボランティアセンター等に対し、ボランティアのあつ旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から、必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあつ旋要請がない場合でも、必要と認められるときは、ボランティアのあつ旋ができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあつ旋要請があった場合、町ボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあつ旋する。

町は、専門ボランティアの受入れ及びあつ旋の調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、町庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

町は町ボランティアセンターへ、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランテ

ィア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

7 町ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により、町ボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 保育・文教計画

1 目的

この計画は、災害時において、入園児、児童、生徒及び学生（以下、「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、県及び町は、災害発生時において、学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア 町立学校
町教育委員会
- イ 私立学校
私立学校長

(2) 休業等の実施

学校の管理者は、町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分注意する。

(3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 町立学校

町教育委員会

(イ) 私立学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により、県教育委員会（私立学校にあっては知事）が、その確保のためあつ旋にあたる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実状に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ロ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(ハ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、町立学校にあっては学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第25条の規定により、町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

(ニ) 応急教育の実施にあたって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(ホ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会及び私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し支給する。

また、知事がその実施を町長に委任した場合は、町長が実施する。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒

(イ) 支給範囲

a 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規

等)

c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

a 教科書及び教材 : 給与に要した実費

b 文房具及び通学用品 : 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

a 教科書及び教材 : 1か月以内

b 文房具及び通学用品 : 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立学校にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資に被害を受けた場合、設置者は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して被害物資の処分方法、給食再開に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、伝染病、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するため、町長は、災害危険箇所（水害時における道路、橋梁の決壊等）の実態を把握する。

また、学校長と協議し、通学方法について指示、その他必要な措置を講ずる。

5 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、町内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、入園児及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

園長は、開園、閉園時間を状況に応じて民生課と協議し、入園児の安全を図る。

イ 保護者との連絡

入園児の登園、降園については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) 職員の措置

職員の被災などにより通常の保育が行えないときは、必要に応じて臨時職員を随時派遣し保育を行う。

(4) 給食

- ア 給食物資に被害を受けた場合は、施設長はその状況を民生課に報告する。
- イ 民生課は、被害に遭った物資の量を確認し、保健所の協力を得て被害物資の処理方法、給食に必要な物資の確保、配分等について指示する。

6 学校が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。
- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、町と必要な協議を行う。

7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
また、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

8 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告させる。
- (2) 町教育委員会は、町指定文化財については、所有者又は管理者に対し必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会に被災状況を報告する。

第14節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関連法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は町長が、町民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避

難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。
（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 町区域内の住家滅失世帯数が表1の災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」以上であること。

(イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町内の住家の滅失世帯数が表1の災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」以上であること。

(ウ) 県区域内の住家の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町内の住家の滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 町における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町は、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 知事から町長への委任

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ

救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

【表1 災害救助法適用基準】（平成27年国勢調査人口）

人 口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
12,747人	40世帯	20世帯

■被害認定基準

	種 類	基 準	備 考
人	死 者	・遺体を確認したもの ・死亡したことが確実なもの(未確認)	
	行方不明者	・所在不明で死亡の疑いのあるもの	
	者 傷 負	重傷者 ・要治療1ヶ月以上の見込みのもの	
		軽傷者 ・要治療1ヶ月未満の見込みのもの	
住 家	全 壊	・損壊基準判定：70%以上 ・損害基準判定：50%以上	<損壊基準判定> ・住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合 <損害基準判定> ・住家の主要な構成要素(※)の経済的被害の住家全体に占める損害割合 ※住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	大規模半壊	・損壊基準判定：50%以上70%未満 ・損害基準判定：40%以上50%未満	
	中規模半壊	・損壊基準判定：30%以上50%未満 ・損害基準判定：30%以上40%未満	
	半 壊	・損壊基準判定：20%以上70%未満 ・損害基準判定：20%以上50%未満	
	準 半 壊	・損壊基準判定：10%以上20%未満 ・損害基準判定：10%以上20%未満	

注-1：住家の基準は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月 内閣府）による。

-2：住家は、現実に人が居住している建築物

(5) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間は、次のとおりである。

救助の種類	支出の限度	使途	適用範囲	期間																																																																
避難所の設置	1. 避難所設置費 1人1日 330円以内 2. 高齢者、障害者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	1. 賃金職員雇上費 2. 消耗器材費 3. 建物又は器物の使用謝金 4. 光熱水費 5. 仮設便所等の設置費	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内																																																																
応急仮設住宅の供与	一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。建設して供与する場合は、一戸当たり5,714,000円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するためのできることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の実情に応じた額とする。	1. 建設して供与する場合は、建設に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等 2. 解体撤去及び土地の原状回復のための費用 3. 賃貸住宅の居室を借上げて供与する場合の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他賃貸住宅の貸主又は仲介者との契約に不可欠な費用	1. 住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者 2. 福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。 3. 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、受入れすることができる。	1. 着工は災害発生の日から20日以内 2. 供与期間は完成の日から2年以内																																																																
炊き出しその他による食品の給与	1人1日 1,160円以内	1. 主食費 5. 消耗器材費 2. 副食費 6. 雑費 3. 燃料費 4. 器物等の使用謝金	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受けて炊事のできない者	災害発生の日から7日以内																																																																
飲料水の供給	実費	1. 水の購入費 2. 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費	災害により現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内																																																																
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1. 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 <table><tr><td colspan="2">夏季(4～9月)</td><td colspan="2">冬季(10～3月)</td></tr><tr><td>1人世帯</td><td>18,800円以内</td><td>1人世帯</td><td>31,200円以内</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>24,200円以内</td><td>2人世帯</td><td>40,400円以内</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>35,800円以内</td><td>3人世帯</td><td>56,200円以内</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>42,800円以内</td><td>4人世帯</td><td>65,700円以内</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>54,200円以内</td><td>5人世帯</td><td>82,700円以内</td></tr><tr><td colspan="4">6人以上1人増すごとに加算</td></tr><tr><td>-</td><td>7,900円</td><td>-</td><td>11,400円</td></tr></table> 2. 住家の半壊、半焼又は床下浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む）により被害を受けた世帯 <table><tr><td colspan="2">夏季(4～9月)</td><td colspan="2">冬季(10～3月)</td></tr><tr><td>1人世帯</td><td>6,100円以内</td><td>1人世帯</td><td>10,000円以内</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>8,300円以内</td><td>2人世帯</td><td>13,000円以内</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>12,400円以内</td><td>3人世帯</td><td>18,400円以内</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>15,100円以内</td><td>4人世帯</td><td>21,900円以内</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>19,000円以内</td><td>5人世帯</td><td>27,600円以内</td></tr><tr><td colspan="4">6人以上1人増すごとに加算</td></tr><tr><td>-</td><td>2,600円</td><td>-</td><td>3,600円</td></tr></table>	夏季(4～9月)		冬季(10～3月)		1人世帯	18,800円以内	1人世帯	31,200円以内	2人世帯	24,200円以内	2人世帯	40,400円以内	3人世帯	35,800円以内	3人世帯	56,200円以内	4人世帯	42,800円以内	4人世帯	65,700円以内	5人世帯	54,200円以内	5人世帯	82,700円以内	6人以上1人増すごとに加算				-	7,900円	-	11,400円	夏季(4～9月)		冬季(10～3月)		1人世帯	6,100円以内	1人世帯	10,000円以内	2人世帯	8,300円以内	2人世帯	13,000円以内	3人世帯	12,400円以内	3人世帯	18,400円以内	4人世帯	15,100円以内	4人世帯	21,900円以内	5人世帯	19,000円以内	5人世帯	27,600円以内	6人以上1人増すごとに加算				-	2,600円	-	3,600円	給貸与費用	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1. 寝具 2. 被服 3. 身の回り品 4. 炊事用具 5. 食器 6. 日用品 7. 光熱材料	災害発生の日から10日以内
夏季(4～9月)		冬季(10～3月)																																																																		
1人世帯	18,800円以内	1人世帯	31,200円以内																																																																	
2人世帯	24,200円以内	2人世帯	40,400円以内																																																																	
3人世帯	35,800円以内	3人世帯	56,200円以内																																																																	
4人世帯	42,800円以内	4人世帯	65,700円以内																																																																	
5人世帯	54,200円以内	5人世帯	82,700円以内																																																																	
6人以上1人増すごとに加算																																																																				
-	7,900円	-	11,400円																																																																	
夏季(4～9月)		冬季(10～3月)																																																																		
1人世帯	6,100円以内	1人世帯	10,000円以内																																																																	
2人世帯	8,300円以内	2人世帯	13,000円以内																																																																	
3人世帯	12,400円以内	3人世帯	18,400円以内																																																																	
4人世帯	15,100円以内	4人世帯	21,900円以内																																																																	
5人世帯	19,000円以内	5人世帯	27,600円以内																																																																	
6人以上1人増すごとに加算																																																																				
-	2,600円	-	3,600円																																																																	

救助の種類	支出の限度	使途	適用範囲	期間
医療の給付	1. 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2. 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 3. あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師（以下「施術者」という）による場合 協定料金の額以内	医療費用	1. 災害のため医療の途を失った者に対し応急的処置をする。 2. 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所（施術者を含む。）において行うことができる。 3. 次の範囲内で行う。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への受入れ (5) 看護	災害発生の日から14日以内
助産の給付	1. 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	助産費用	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対し、次の範囲内で行う。 1. 分べんの介助 2. 分べん前後の処置 3. 衛生材料の支給	分べんした日から7日以内
被災者の救出	実費	救出のため機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害のため現に救助を要する状態にある者、又は生死不明の状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1. 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	修理費	1. 災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2. 応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内に完了すること （国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	1. 教科書及び教材 <小学校児童、中学校生徒> 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 <高等学校等生徒> 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2. 文房具及び通学用品費 ・小学校児童1人当たり 4,500円 ・中学校生徒1人当たり 4,800円 ・高等学校等生徒1人当たり5,200円	1. 教科書（教材を含む） 2. 文房具 3. 通学用品	住家の全壊、全焼、流失、半壊又は床下浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、現物をもって行う。	災害発生の日から教科書（教材を含む）は1か月以内、その他の学用品は15日以内

救助の種類	支出の限度	使途	適用範囲	期間
埋葬	1 体当たり 大人 215,200円以内 小人 172,000円以内	1. 棺（付属品を含む。） 2. 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3. 骨つぼ及び骨箱	災害の際に死亡した者について、遺体の応急的処置を行うため、なるべく現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	実費	搜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定されるものに対して行う。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1 体当たり 3,500円以内 2. 遺体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,400円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、実費を加算できる。 3. 検案のための費用 救護班以外により検案する場合 慣行料金の額以内	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 2. 死体の一時保存費 3. 死体の検案費	1. 災害により死亡した者について行う。 2. 処理は次の範囲で行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3. 検案は原則として救護班によって行う。	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	1 世帯当たり 137,900円以内	除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送費および賃金職員等雇上費	実費	輸送費及び賃金職員等雇上費	応急救助のための輸送費及び人夫費として支出できる範囲は次の場合である。 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給等	それぞれの救助の実施が認められる期間以内

注：広島県地域防災計画附属資料（県健康福祉総務課調、令和3年4月1日現在）による。

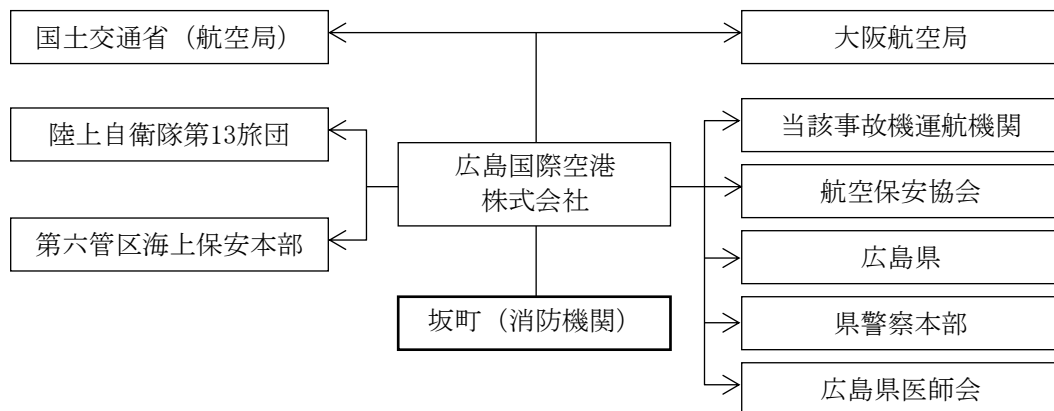
第15節 航空機事故による災害応急対策計画

1 目的

航空機事故（墜落炎上等）による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施し被害の拡大を防止するとともに、被害の軽減を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。

2 情報の伝達

広島空港又はその周辺において航空機事故等による災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



3 実施責任者及び実施内容

- (1) 町は、必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。
- (2) 町は、災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。
- (3) 町は、被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

4 応援協力

その他防災関係機関は、町、県、広島空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第16節 危険物等災害応急対策計画

1 方針

石油類、高圧ガス等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を貯蔵又は取り扱う事業所においては、大地震発生時には、自衛消防組織等の活動により危険物等に係る被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、町は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等の関係法令の定めるところにより、所要の措置を行う。

2 危険物等災害応急対策

- (1) 町は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げ

る措置を実施させる。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 異常が認められた施設の応急措置

(2) 町は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町は、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報活動及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

4 毒物劇物災害応急対策

町は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所、県、広島県西部厚生環境事務所広島支所、海田警察署と速やかに連絡を取ることとするが、緊急を要する場合には、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

第17節 海上災害応急対策計画

1 船舶災害

(1) 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

ア 第六管区海上保安本部

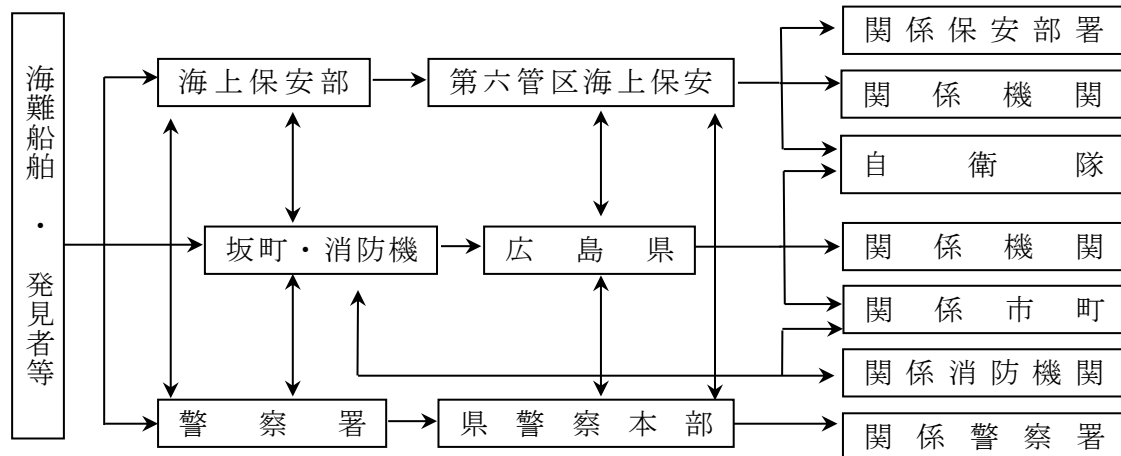
船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

イ 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。

ウ 町

町は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 海難船舶、船舶所有者等

- (ア) 事故発生及び被害状況の連絡
- (イ) 避難誘導等の応急対策活動
- (ウ) 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

イ 第六管区海上保安本部

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 捜索活動
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 消火活動
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (キ) 海上交通安全の確保
- (ク) 合同調整所での調整
- (ケ) その他の災害応急活動

ウ 広島県

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (エ) 救助・救急活動
- (オ) 医療救護活動
- (カ) 合同調整所での調整
- (キ) その他の災害応急対策

エ 町

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 各種防災体制への移行
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 医療救護活動
- (オ) 一時避難所の設置及び運営
- (カ) 合同調整所等での調整
- (キ) その他の災害応急対策

オ 県警察

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 海岸沿いにおける捜索活動
- (ウ) 救出救助活動
- (エ) 交通規制
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

カ 消防機関

- (ア) 情報の収集及び連絡・通報
- (イ) 捜索活動
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 消火活動
- (オ) 合同調整所での調整
- (カ) その他の災害応急活動

キ 医療機関（日本赤十字社広島県支部、広島県医師会、災害拠点病院等）

- (ア) 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- (イ) その他の災害応急活動

ク 自衛隊

- (ア) 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- (イ) 合同調整所での調整
- (ウ) その他の災害応急活動

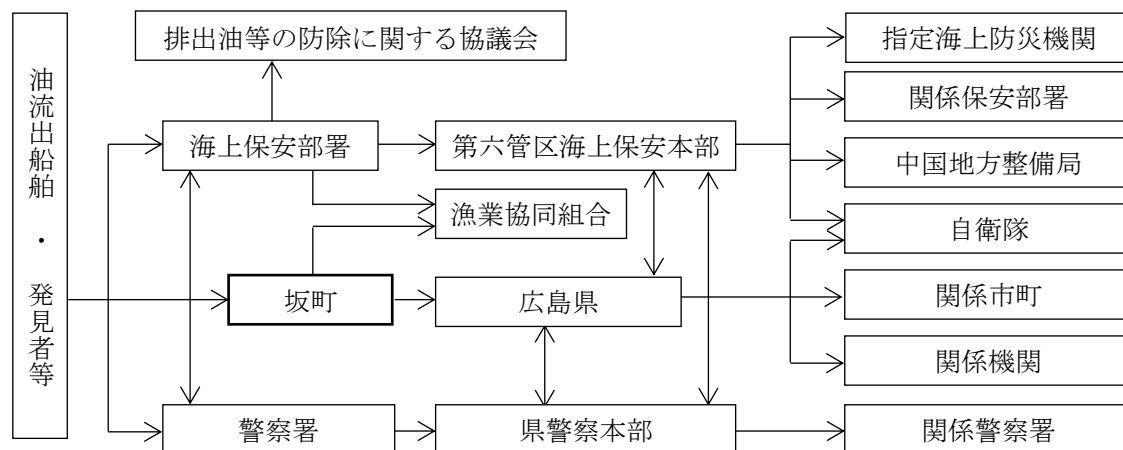
2 大量流出油等災害

(1) 目的

船舶又は海洋施設等から海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

(2) 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



(3) 実施責任者及び実施事項

ア 油流出船舶及び施設の管理者等

(ア) 油等の排出の通報

(イ) 防除措置の実施

イ 第六管区海上保安本部

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

(ウ) 防除措置義務者への指導等

(エ) 活動体制の確立

(オ) 流出油等の防除作業

 a 拡散防止措置

 b 回収措置

 c 化学的处理

(カ) 防災関係機関への協力要請

(キ) 海上交通安全の確保及び危険防止措置

(ク) 指定海上防災機関への指示

(ケ) その他の応急対策

ウ 県

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 各種防災体制への移行

(ウ) 漂着油の除去作業等

(エ) 自衛隊に対する災害派遣要請

(オ) 回収油等の処理

(カ) その他の応急対策

エ 町

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 各種防災体制への移行

(ウ) 漂着油の除去作業等

(エ) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

(オ) 回収油等の処理

(カ) その他の応急対策

オ 県警察

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 避難誘導・広報

(ウ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策

(エ) その他流出油等の防除作業などの応急対策

カ 中国地方整備局

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 流出油等の防除作業

(ウ) その他の応急対策

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節	目的	140
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	140
第3節	被災者の生活確保に関する計画	156
第4節	施設災害復旧計画	156
第5節	激甚災害の指定に関する計画	157
第6節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	157
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	158

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

町及び県は、被災者の生活再建及び生業回復のため、町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、町及び各種金融機関の協力のもと、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、町は、り災証明の交付体制等を確立させるものとする。

2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 り災証明の交付及びり災台帳の作成

(1) り災証明書の交付

町長は、り災者から申請があったときは、次のとおり、り災証明書（別記様式9）を交付する。

ア り災台帳と照合して被災の事実を確認したときは、り災証明書を作成し当該申請者に交付する。

イ り災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮証明書を交付することができる。この場合、調査確認したときは、り災証明書に切り替え交付するものとする。

この際、住家等被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ウ り災証明書の交付の申請は、り災証明書交付申請書（別記様式10）により行うものとする。

(2) り災台帳の作成

町長は、被災状況を調査のうえ、り災台帳（別記様式11）を作成し、保管しておくものとする。

この際、住家等被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(3) 保存期間

り災証明書交付申請書及びり災台帳の保存期間は10年とする。

4 各種支援措置等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他緊急機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、144～154頁のとおりである。

5 町内諸団体の資金の充実

町内の公共的団体と協力して、民生金庫の設置等により、災害資金制度の充実を図る。

■別記様式9

令和 年 月 日

り 災 証 明 書

次の通り相違ないことを証明します。

坂 町 長

り 災 者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	備考

り 災 事 項	災害原因		り災年月日 令和 年 月 日	
	り災場所 坂町 丁目 番地			
	災 事 項	建 物	☐ 全壊（流失・全焼）	☐ 床上浸水（ cm）
			☐ 半壊（半焼）	☐ 床下浸水（ cm）
			☐ 一部損壊	☐ その他
災 事 項	土 地	☐ 崩壊	☐ 流失	
		☐ 陥没	☐ その他	
		☐ 埋没		
災 事 項	そ の 他			

■別記様式10

令和 年 月 日

坂 町 長 様

り災証明書交付申請書

申 請 者 (窓口に来られた方)	住所
	氏名 印

り 災 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称 印	
	備 考	証明書の提出先

り 災 事 項	災害原因		り災年月日 令和 年 月 日	
	り災場所 坂町 丁目 番地			
	建 物	☐ 全壊（流失・全焼）	☐ 床上浸水（ cm）	
		☐ 半壊（半焼）	☐ 床下浸水（ cm）	
		☐ 一部損壊	☐ その他	
土 地	☐ 崩壊		☐ 流失	
	☐ 陥没		☐ その他	
況	☐ 埋没			
	その他			

別記様式11

(整理番号 号)

り 災 台 帳

り災場所 坂町 丁目 番地					物件所有者					
災害の原因					避難場所					
り 災 者	住所又は所在地 電話 () —				法人名 (代表者)					
		続柄	氏 名	性 別	生年月日	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
り 災 状 況	☐ 非 住 家	☐ 住 家	☐ 全壊（流失・全焼） ☐ 半壊（半焼） ☐ 一部損壊			☐ 床上浸水（ cm） ☐ 床下浸水（ cm） ☐ その他				
			長さ×高さ×幅 ☐ 崩 壊 ☐ 陥 没 ☐ 埋 没 ☐ 流 失 ☐ その他							
	その他									
備 考										
り災日	令和 年 月 日 時 分				調査員の職・氏名 印					
調査日	令和 年 月 日 時 分									

■生業回復の資金確保制度等

(1) 災害融資制度（令和3年4月19日現在）

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
日本政策金融公庫法	農林漁業施設資金 （主務大臣指定）	・果樹の改植又は補植 ・主務大臣の指定する農業及び水産業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	農業を営む者 農協（農業者に転貸する場合に限る。） 同連合会（果樹の改植又は補植の場合に限る。）	農業施設 最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設 300万円 （特認 600万円） 最低 1件 10万円
			林業を営む者	林業施設 最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②1施設 300万円 （特認 600万円） 最低 1件 10万円
			漁業を営む者 漁協（漁業者に転貸する場合に限る。）	漁業施設 最高 いずれか低い額 ①融資対象事業費×80% ②漁船 1,000万円 その他施設 1施設 300万円 （特認 600万円）
	農林漁業施設資金 （共同利用施設）	農産物の生産・流通・加工・販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	土地改良区、同連合会、農協、同連合会、農済、同連合会、中小企業協、5割法人、農業振興法人	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%
		林産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	森組、森連、中小企業等協組（その組合員の50%以上が林業者であるもの）、農協、農協連	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%
		水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く）	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%
	農林漁業セーフティネット資金 （災害等資金）	災害等により被害を受けた経営の再建	災害等により農林業経営の維持安定が困難な担い手であって、農業所得又は林業所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	600万円 （特認 年間経営費等の12分の6以内）
			災害等により漁業経営の維持安定が困難な漁業者であって、漁業所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	600万円 （特認 年間経営費等の12分の6以内）
	農業基盤整備資金 （農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金）	災害復旧事業 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の災害復旧	土地改良区、同連合、農協、同連合会、農業者、5割法人 農業振興法人	最高 貸付を受ける者が当該年度に負担する額 最低 1件 10万円
	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	森組・森連・農協・中小企業等協同組合・樹苗養成事業を営む者	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%
		造林資金	森組・森連・農協・森林公社・地方公共団体・林業を営む者	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%
		林道資金	森組・森連・農協・中小企業等協同組合・林業を営む者	<最高限度> （融資対象事業費－国庫補助金）×80%

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.16～ 0.30%	15年以内 (果樹の改植又は補植については、25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植については、10年以内)	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課	令和3.4.19現在
0.16～ 0.20%	15年以内	3年以内		林業課	令和2.5.18現在
0.16～ 0.30%	15年以内	3年以内		水産課	令和3.4.19現在
0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課	令和3.4.19現在
0.16～ 0.20%	20年以内	3年以内		林業課	令和2.5.18現在
0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内		水産課	令和3.4.19現在
0.16～ 0.18%	10年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 など	就農支援課 林業課	令和3.4.19現在
0.16～ 0.30%	10年以内	3年以内		水産課	令和3.4.19現在
0.16～ 0.30%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会 など	農業基盤課	平成30.4.18現在
0.16～ 0.20%	15年以内	5年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 など	林業課	令和2.5.18現在
0.16～ 0.20%	30年以内 (林業経営改善計画による:40年以内、森林施業計画による:50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内、森林施業計画による:35年以内)			
0.16～ 0.20%	20年以内 (林業経営改善計画による:25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画による:7年以内)			

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害特別対策資金	知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得等に必要な資金	被害農業者救済資金	農業を営む者であって、農作物等の損失額が平年農業総収入の10%以上であることについて町長の認定を受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円
			農業施設災害特別資金	農業を営む者であって、暴風雨、豪雨、降雪、降雹、低温及び干ばつ等の天災により、被害を受けたことについて、町長の認定を受けた者	個人 1,800万円 法人等 2億円
	漁業災害特別対策資金	知事が指定する災害により被害を受けた漁業者の経営再生産及び漁業用施設等の再取得等に必要な資金	被害漁業者救済資金	漁業を営む者であって、水産物等の損失額が平年漁業総収入の10%以上であることについて町長の認定を受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円
			漁業施設災害特別資金	漁業を営む者であって、漁業施設等に大きな被害を受けたため、新たにこれと同種の漁業用施設の造成等を必要とする旨を町長が証明した者	漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号に定める額
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金（福祉資金－福祉費）	被災した住宅の補修等に必要な経費	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）ただし、法に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、災害援護資金を優先する。	250万円以内（目安）	
		災害により臨時に必要なとなる経費		150万円以内（目安）	
	生活福祉資金（福祉資金－緊急小口資金）	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に必要となる経費		10万円以内	
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金	緊急に必要なが生じた資金	低所得世帯	生活資金 5万円以内 療養資金 5万円以内 （特に必要と認められる場合15万円以内）	
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金	被災者の生活の立て直しに必要な経費	災害り災者（所得制限あり）	1世帯当たり 350万円以内（被害により異なる）	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金）	災害に係る住宅の補修等に必要な経費	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	150万円以内（特別200万以内）	
	母子・父子・寡婦福祉資金（転宅資金）	災害により現に居住している住宅を移転するのに必要な資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	26万円以内	
母子家庭等緊急援助資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援助資金（生活安定資金）	母子家庭等に緊急に必要な資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	1回当たり 3～5万円	

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.30%以内	7年以内	1年以内	農業協同組合	就農支援課	
3.0%以内	7～17年以内	2～7年以内			
3.0%以内	7年以内	1年以内	広島県信用漁業協同組合連合会	水産課	
3.0%以内	漁業近代化資金 融通法施行令第 2条の表に規定 する期間	漁業近代化資金 融通法施行令第 2条の表に規定 する期間			
連帯保証人 を立てた場 合：無利子 連帯保証人 を立てない 場合： 年 1.5%	7年以内 (目安)	6か月以内	町社会福祉協議会	地域福祉課	
無利子	12か月以内	2か月以内			
無利子	6か月 (特に必要と認 められる場合 9 か月)	なし	町社会福祉協議会	地域福祉課	一部の市町での み実施
3.0%	10年	3年	町	健康危機管理課	
保証人あり ：無利子 保証人なし ：1.0%	6年以内 (特別 7年以内)	6か月	町	こども家庭課	
	3年以内	6か月	町		
無利子	3～6か月	無し	地区母子会	こども家庭課	

関係法令	貸付金の種類		貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金		病床不足地域における新設等	私的医療機関（対象施設：病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、共同利用施設、指定訪問看護事業、医療従事者養成施設）	①、②のいずれか低い額 ①限度額 300万～12億円 ②標準建設費・購入価格・所要資金の70～90%（施設の種類により異なる）	
	増改築資金	甲種	病床不足地域における増改築（病院・診療所）			
		乙種	病床充足地域における増改築（病院・診療所）			
		その他	増改築（病院・診療所以外）			
	機械購入資金		新設 先進医療等に使用する高額な医療機器(病院)			
	長期運転資金		・新設（新築資金） ・新型インフルエンザ発生による施設機能マヒに対する運転資金 ・経営安定化資金			
株式会社商工組合中央金庫法	災害復旧資金		災害復旧に必要な設備資金、運転資金	※ 指定被災地域内に所在し被災した中小企業者	商工組合中央金庫	1 億 5 千万円（別枠）
株式会社日本政策金融公庫法	中小企業事業災害復旧貸付				中小企業事業	
	国民生活事業災害復旧貸付				国民生活事業災害貸付加算	3,000万円
広島県県費預託融資制度要綱	倒産防止等資金（県指定等）			※自然災害により直接被害を受けた中小企業者等（町の発行する「り災証明書」が必要）	中小企業者 4,000万円 組 合 等 8,000万円 ※復旧経費の範囲内を限度とする。	
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資		住宅の建設、購入、補修	災害で被害を受けた家屋の所有者、賃借人、居住者の方	（別表1）	
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金		種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家さん、薪炭原木、木材、林業用種苗、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がま、わさび育成施設、種苗育成施設の構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の構造又は取得資金、労賃水利費、農作物共済、畑作物共済（ただし、蚕繭に係るものに限る）、家畜共済、漁業共済の掛金、簡易な施設の復旧のための資材の購入資金、既往の災害で借り受けている経営資金の返済にあてる資金その他農業漁業経営に必要な資金	次の基準によって町長の被害認定を受けた農林漁業を営む者(政令で定める法人を含む) ・被害農業者： $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上でかつ $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上のもの ・樹体被害農業者： $\frac{30 \text{ (樹体損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの ・被害林業及び漁業者： $\frac{10 \text{ (産物損失額)}}{100 \text{ (平年林業(漁業)総収入額)}}$ 以上かつ $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの	（表）のB万円又は、A%（損失額に対する割合）のいずれか低い額 A%及びB万円は、政令で定められるが、最近の天災に適用された額及び損失額に対する割合	

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.220～ 0.6%	30年以内 (施設・構造の 種類により異なる)	3年以内 (施設の種類の により異なる)	独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人福祉医療代理店 (全国の都市銀行、地方銀行、 信用金庫、信託銀行、商工組合 中央金庫、信用組合の本・支 店)	医務課	左記通常貸付制 度によって災害 の場合も対応し ている。 災害救助法が適 用された地域に ついては、特別 な条件で貸付を 行う。 (利率は令和3年 5月6日現在)
0.720～ 1.1%					
0.320～ 1.0%					
1.002%	5年以内	6ヶ月以内			
0.500%	5年超10年以内				
0.802%	3年以内	1年以内 (施設の種類の により異なる)			
基準利率	10年以内	2年以内	(株)商工組合中央金庫	経営革新課	※被害状況を勘 案し、国が指定 する。
基準利率			(株)日本政策金融公庫 中小企業事業		
基準利率			(株)日本政策金融公庫 国民生活事業		
(固定金利) 信用保証付 0.8～1.2% 信用保証無 1.1～1.5%	運転・設備10年 以内	運転1年以内 設備3年以内	県費預託融資制度 取扱金融機関		
団信加入の 場合 0.8%	(別表1)	補修の場合1年 以内、その他は 3年以内	独立行政法人住宅金融支援機構 取扱金融機関	建築課	満60歳以上の方 向けには災害復 興住宅融資も利 用が可能
・損失額が10 ～30%未満の 者6.5%以内 ・損失額が30 %以上の者 5.5%以内(樹 体被害者は 6.5%以内) ・特別被害地 域内で損失額 が50%以上の 者(特別被害 農林漁業者) 3.0%以内 で、法発動の 都度定められ る。	6年以内(激甚 災害適用は7年 以内)で政令で 定める		農業協同組合、森林組合 広島県信用漁業協同組合連合会	就農支援課 林業課 水産課	

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、漁業協同組合	単協 2,500万円 連合会 5,000万円 ただし、激甚災害適用の場合 単協 5,000万円 連合会 7,500万円

(注)貸付利率については、変動する場合がある。

(表)

区 分		天災融資法のみ適用の場合			激甚災害法適用の場合		
		A %	B 万円		A %	B 万円	
			個 人	法 人		個 人	法 人
農 業 者	果樹栽培者	55	500	2,500	80	600	2,500
	家畜等飼養者						
	一般農業者	45	200	2,000	60	250	2,000
林 業 者		45	200	2,000	60	250	2,000
漁 業 者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	80	5,000	5,000
	漁船建造取得資金	80	500	2,500	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	60	600	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000	60	250	2,000

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
6.5%以内	3年以内		広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 農林中央金庫 森林組合連合会	就農支援課 林業課 水産課	

(2) その他の救済制度（減免等）

救済制度		救済制度の内容	窓口等
国税の減免及び徴収猶予等		被災者に対する ① 所得税の減免 ② 源泉徴収所得税の徴収猶予 ③ 相続税又は贈与税の免除等	税務署
地方税の減免及び徴収猶予等		被災者に対する ① 地方税（個人の県民税、個人の市町民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税）の減免 ② 地方税の徴収猶予 ③ 地方税の納付期限の延長等	県庁（県税事務所） 市役所 町役場
国民健康保険料（税）及び医療費の一部負担金の減免等		被災者に対する ① 保険料（税）の減免及び徴収猶予 ② 医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場
後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免等		被災者に対する ① 保険料の減免及び徴収猶予 ② 医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場
介護保険料及び利用者負担の減免等		被災者に対する ① 保険料の減免及び徴収猶予 ② 利用者負担の減免	市役所 町役場
国	災害弔慰金の支給	一定規模以上の自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円	市役所 町役場
	災害障害見舞金の支給	一定規模以上の自然災害で、一定程度の障害となった場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円	
	被災者生活再建支援金の支給	一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援する。	
県	災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 50万円	
	災害見舞金の支給	自然災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全壊 30万円 半壊 10万円	
	広島県被災者生活再建支援補助金の支給	県内に被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害において、被災世帯数が法の基準に満たない市町の被災者に対して市町と連携し支援を行う。	
町	災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円	
	災害見舞金の支給	災害で一定以上の被害を受けた世帯、これらの災害により重傷又は死亡した者 死亡 30万円 重傷 3万円 全壊 20万円 半壊 10万円	
中小企業者への信用保証枠の拡大		次のいずれかに該当する場合、一般保証より別枠で2億8,000万円の保証枠が上乘せされる。 ① 中小企業信用保険法第2条第4項第4号指定の災害 ② 激甚災害	広島県信用保証協会

根拠法令	備考
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)	
地方税法(昭和25年法律第226号) 災害被害者に対する地方税の減免措置等について (昭和39年自治事務次官通達) 各市町の条例、規則、要綱	
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	
介護保険法(平成9年法律第123号) 各市町等(保険者)の条例	
災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	
被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)	支給額は(別表2)を参照
広島県災害見舞金等支給要綱(昭和62年4月21日施行)	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に 基づく災害弔慰金が支給される場合を除く
広島県被災者生活再建支援補助金交付要綱 (平成12年6月7日施行)	支給額は(別表2)を参照
災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年6月3日条例第25号)	
坂町災害見舞金支給条例(昭和49年7月25日条例第32号)	
中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)	

(別表1) 災害復興住宅資金の貸付限度額及び償還期間

貸付 区分 貸付 条件	災害復興住宅		
	建設の場合	購入（新築・中古）の場合 中古リフォーム一体型の場合	補修の場合
貸付 条件	戸当り限度額	戸当り限度額	戸当り限度額
	○土地を取得する場合 3,700万円 ○土地を取得しない場合 2,700万円	3,700万円	1,200万円
償還 期間	次の①又は②のいずれか短い期間（1年以上1年単位） ①申込区分による最長返済期間		
	建設 購入	35年	最長3年（1年単位）の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長
	補修	20年	1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長
	②「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 （注）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入50%を超える場合に限る ※元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳		

(別表2) 被災者生活再建支援金及び広島県被災者生活再建支援補助金の支給額

1 被災者生活再建支援金

支給額は次の2つの支援金の合計額（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

基礎支援金		全壊	半壊解体 敷地被害解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
加算支援金		100万	100万	100万	50万	－
建設・購入	200万	300万	300万	300万	250万	200万
補修	100万	200万	200万	200万	150万	100万
賃貸(公営住宅以外)	50万	150万	150万	150万	100万	25万

2 広島県被災者生活再建支援補助金

被災者生活再建支援金の半額

ただし、市町が県と同額の支援を行うことを条件としているため、県と市町の支給合計額は被災者生活再建支援金と同額

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。

ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 町、その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備し、被災者のうち、援護を必要とする町民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援護を迅速に行い、要援護者の保護を図る。

(2) 町は、価格及び需給動向の把握並びに情報の提供をし、関連業界への安定供給及び価格の安定にかかる協力依頼をする。

各実施機関の体制をもってしても救護措置の実施が困難な場合、町長は応援要員の派遣を知事に要請する。

3 被災者等に対する生活相談

町は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。

また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

(1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。

(2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原型復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上を配慮する。

2 復旧計画

(1) 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

(2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
森林法（昭和26年法律第249号）
海岸法（昭和31年法律第101号）
港湾法（昭和25年法律第218号）
港則法（昭和23年法律第174号）
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
公営住宅法（昭和26年法律第193号）
生活保護法（昭和25年法律第144号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）
老人福祉法（昭和38年法律第133号）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
売春防止法（昭和31年法律第118号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
都市計画法（昭和43年法律第100号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、町は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。

なお、町は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、被災市町、日本赤十字社広島県支部及び広島

県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、県及び町は受付窓口を設置する。

イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

町は県と連携して、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。

その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3) ア～エを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

町及び県は、市街地の復興にあたっては、再度の災害防止と、より快適な都市環境をめざすものとする。

2 被災地における市街地の復興

都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組のプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業の実施により市街地を復興する場合には、町民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに町民との合意形成に努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

3 学校施設の復興

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

